

広島県水道広域連合企業団

令和8～10年度

広島水道用水供給事業外

広島市安芸区畑賀町2970外

広島県水道広域連合企業団水質検査業務

実施

施行番号

業務概要

- 水質検査業務 一式
- (1) 水質検査 一式
 - (2) 試料の採取・運搬 一式
 - (3) 緊急時対応 一式
 - (4) 水質検査計画策定のためのアドバイス 一式

仕様書

特別事由
(特約条件は別紙)

業務日数

日

主務課長

第 1 編 共通仕様書

- 1 業務名 : 広島県水道広域連合企業団水質検査業務
- 2 履行場所 : 広島市安芸区畑賀町 2 9 7 0 外 別図 1
- 3 履行期間 : 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 31 日まで (3 カ年度)

4 業務内容

本業務は水道法第20条に定める厚生労働省登録水質検査機関が行うものとする。

- (1) 水質検査
- (2) 試料の採取・運搬
- (3) 緊急時対応
- (4) 水質検査計画策定のためのアドバイス

【事業区別の事業名】

事業区分	事業名
水道用水供給事業	広島水道用水供給事業
工業用水事業	1太田川東部工業用水道事業
	2太田川東部工業用水道第2期水道事業
水道事業	1竹原市水道事業
	2三原市水道事業
	3府中市水道事業
	4三次市水道事業
	5庄原市水道事業
	6東広島市水道事業
	7廿日市市水道事業
	8江田島市水道事業
	9熊野町水道事業
	10北広島町水道事業
	11世羅町水道事業
	12大崎上島町水道事業

第1章 一般事項

1 業務計画書

業務実施前に当初業務計画書を作成し提出すること。

当初業務計画書には、契約図書に基づき次の項目を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程計画
- (4) 実施体制
- (5) 業務従事者の名簿（採水作業員は顔写真を付すること）
- (6) 連絡体制（通常時，緊急時）
- (7) 検査精度（品質）を確保するための計画
- (8) 各検査項目の検査方法
- (9) 各項目の定量下限値及び変動係数
- (10) 検査実施標準作業書
- (11) 試料取扱標準作業書
- (12) 精度管理結果（外部，内部）
- (13) 定期検査報告書の様式
- (14) その他の業務報告書様式

また， 次の点に留意すること。

- (1) 業務計画書は受託者の品質管理システムと整合を図ること。
- (2) 業務計画書の内容に変更が生じる場合は明確な理由を付し、その都度監督員に変更部分の業務計画書を提出すること。
- (3) 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な資料を提出すること。
- (4) 2年目、3年目の業務計画書は、各項目について最新の状況、最新の結果を反映させ、前年度の3月31日までに提出すること。

2 業務責任者

業務を円滑に実施するため、業務を総合的に管理し、委託者との連絡調整を行う者として、業務従事者の中から業務責任者を定め、委託者に届出ること。

また、委託者が必要と認めるときは統括業務責任者をおくことができる。

なお、業務責任者、統括業務責任者を変更する場合も同様に届出ること。

3 業務従事者

- (1) 業務従事者の範囲は、水道水質検査等業務に携わる者、試料採取・運搬業務を行うため水道施設に立ち入る者、緊急時対応業務に直接携わる者、業務責任者、水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者とする。
- (2) 業務計画書に記載する名簿では検査員、業務責任者、水質検査部門管理者及び信頼性確

保部門管理者を明示すること。

また、これら業務従事者を変更した場合は同様に提出することとする。

- (3) 試料採取のため水道施設に立ち入る業務従事者には、水道法第21条第1項に規定する健康診断（以下「法定健康診断」という）を受診させ、結果を速やかに委託者に報告すること。
- (4) 赤痢、腸チフス、パラチフス及び腸管出血性大腸菌（0-157、0-26、0-111）に罹患している、又はその疑いのある業務従事者を浄水場等水道施設に派遣し、業務（作業）をさせてはならない。万一、作業を実施した者が当該病原体に感染している疑いが生じた場合は、直ちに委託者に報告すること。

4 信頼性確保のための調査

委託者は履行期間中に、毎年、受託者の検査施設へ立入調査を行う。受託者は委託者が指示する日に立会し調査に協力すること。

また、必要があれば業務完了後に追加して、この調査を行うことがあるので協力すること。

5 再委託等

業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

主たる部分とは、水道水質基準項目、水質管理目標設定項目（一部の農薬を除く）をいう。業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により委託しようとする業務の範囲、委託する相手方等を明らかにして委託者の承諾を得ること。

主たる部分の検査はすべて広島県内にある検査施設にて実施すること。

6 指示等の書面主義

業務の実施に係る指示、通知、報告、申出、請求、承諾、質問、回答、解除及び協議（以下「指示等」という。）は、「業務打合せ簿」を用いて書面により行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

7 打ち合わせ会議

必要に応じて、提出された業務計画書等に基づいて、打ち合わせ会議を行うので業務責任者を出席させること。

8 費用の精算

業務に係る費用の精算は、実績に基づき実施する。

9 その他

- (1) 本業務を履行するに当たっては、水道法、水質汚濁防止法等の法令、検査方法告示、日本水道協会規格、その他本業務に関係する法令等を熟知して行うこと。また常に最新の情

報を収集し、業務の履行に遺漏や誤りのないように努めること。

- (2) 定期検査、臨時検査、緊急時対応の結果から考えられる原因及び対策等について、委託者がアドバイス（指導・助言）を求めた時は、受託者は水質に関する専門的立場から、委託者にアドバイスを行うものとする。
- (3) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

第2編 特記仕様書

本特記事項は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）が経営している水道事業、広島水道用水供給事業、大田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第2期水道事業（以下「水道事業等」という。）について、業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

I. 水質検査

1 業務の概要

水道企業団等が所管する水道事業等の施設の水質検査及び必要な試験（以下「検査」という。）を行うものである。

2 定期検査

- (1) 検査箇所及び年間検査予定回数は、「年間水質検査数量表（参考図書）」に示す表1-1～17のとおりとする。事業ごとの対応表を次に示す。
- (2) 検査項目、検査方法、満たすべき定量下限値及び変動係数は、別記第1-1～4のとおりとする。ただし、農薬類については、平成15年10月10日付け厚生労働省康局長通知健発1010004号別添2により、水質管理目標設定項目の農薬類に規定された農薬について、平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知健水発第1010001号別添4の定めるところによること。なお、定められた検査方法によらない場合は、採択した検査方法の妥当性評価を行った結果を提出すること。
- (3) 浄水処理工程の変更等により検査箇所、数量を変更する場合がある。
- (4) 藻類等生物試験を行うものについては、検出された生物の写真の提出を求める場合があるので対応すること。

【事業別の検査数量表（参考図書）】

事業名	対応する検査数量表
広島水道用水供給事業	表1-1 (1)・(2), 表1-3・4
太田川東部工業用水道事業 太田川東部工業用水道第2期水道事業	表1-2
竹原市水道事業	表1-5
三原市水道事業	表1-6
府中市水道事業	表1-7
三次市水道事業	表1-8(1)～(16)
庄原市水道事業	表1-9(1)・(2)
東広島市水道事業	表1-10(1)・(2)
廿日市市水道事業	表1-11(1)～(7)
江田島市水道事業	表1-12
熊野町水道事業	表1-13

事業名	対応する検査数量表
北広島町水道事業	表1-14(1)~(4)
世羅町水道事業	表1-15
大崎上島町水道事業	表1-16

3 臨時検査

水道施設に係る工事完成に伴う水質検査等、臨時の検査を行うことがあるので、委託者の指示により行うこと。

4 検査員

水道法第20条第1項に基づく水質検査等、原水、浄水場浄水及び末端給水栓等の水（以下「水道水」という。）の検査を行う検査員（以下「法定検査員」という。）は、同法第20条の4第1項第2号の知識経験を有する者の要件を満たしていること。

5 検査結果の速報値および異常値の報告

(1) 速報値の報告

ア. 水道用水供給事業

別記第1-5に示す項目について指定する時間までに速報値を電子メール、ファクシミリ等により報告すること。

イ. 水道事業

委託者からの指示により下記速報時間内に電子メール、ファクシミリ等により報告すること。

- ・大腸菌・・・・・・・・・・26時間以内
- ・一般細菌・・・・・・・・・・26時間以内
- ・嫌気性芽胞菌・・・・・・・・26時間以内
- ・水道水質基準項目・・・・72時間以内

※速報時間とは試料検体が受託者検査機関に到着後、速やかな試験開始からの時間とする。

(2) 異常値の報告

次のような異常が認められた場合は、その検査結果を直ちに報告すること。

- ① 水道水の検査において、水質基準項目の基準値または水質管理目標設定項目の目標値の50%を超える値を検出した場合
- ② 工業用水、排水、汚泥について、規制基準値の50%を超える値を検出した場合
- ③ 委託者の定める管理値等を逸脱する値を検出した場合
- ④ 原水で異常と思われる値を検出した場合
- ⑤ 異臭味やろ過閉塞等の水道障害が発生するおそれがある場合
- ⑥ その他、委託者からの指示または異常と思われる値が得られた場合

6 報告書の提出

- (1) 定期検査の報告は、試料を採取した日から15営業日以内（採取日を含む）とする。
 - ア 農薬類に係る検査項目は、試料を採取した日から20営業日以内とする。
 - イ 臨時検査の報告については、別に指示する期限内とする。
- (2) 報告書様式等
 - ア 報告書様式は、法令等により定められたものを除き指定しないが、予め委託者の承諾を得たものとする。
 - イ 検査結果の表記桁数、表記方法等についても前述のアと同様に扱い、法令や検査方法等に定めのあるものはそれに従い、その他のものは、予め委託者の承諾を得たものによること。
 - ウ 定期検査結果報告書はA 4版1部を提出すること。ただし予め委託者の承認を得て、委託者の定める要件を満たす電子証明書によることができる。
 - エ 速報等を電子メールにより提出する場合等、電子ファイルを用いた報告は、数値はMS-EXCEL形式、文書はMS-WORD形式によって行うこと。
 - オ 臨時検査結果報告書は、定期検査結果と同じくウに準じたものとし、定期検査分と臨時検査分は別の報告書とすること。

7 検査期間及び試料等の保存

- (1) 検査は、試料を採取後速やかに行うこと。
- (2) 当日直ちに検査できない場合は、検査方法に定められた保存方法、保存期限により、原則として冷暗所（1～10℃）に保存し、厚生労働省告示第261号（H24. 4. 1施行）に定める時間までに試験開始すること。
- (3) 検査後の試料は、監督員が認める場合を除き、委託者が指定した期間を冷暗所に保存しておくこと。

8 検査の管理等

- (1) 採水野帳、標準液等調製データ、クロマトグラム、検量線等、検査結果の作成・評価につながる基礎データ、資料（以下「基礎データ等」という。）については、必ず記録し、検査から起算して5年間保存しておくこと。
- (2) 委託者が検査結果に疑義があると判断し照会をしたときは、速やかに基礎データ等の関連データを確認し、検査状況を報告すること。また、不適切な検査の疑いがある場合は、検査のやり直しを命ずることがある。
- (3) 検査を行った結果、定量下限、変動係数等精度管理上の問題が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

9 水質検査計画策定のためのアドバイス

受託者は水質に関する専門的立場から、委託者が策定する翌年度の水質検査計画策定のためのアドバイス（指導・助言）を行うものとする。

アドバイスにあたり受託者は採水箇所ごとの過去の水質検査結果を整理するとともに、委託

者の要請に応じ翌年度の水質検査項目、頻度等の案をとりまとめた資料を作成し、協議に同席すること。

Ⅱ. 試料の採取・運搬

1 業務の概要

「Ⅰ. 水質検査」に定める検査及び委託者自らが行う検査に係る試料の採取（以下「採水」という。）及び運搬の業務を行うものである。

2 採水地点

別記第1-6のとおり。

3 定期採水

- (1) 採水日程については、委託者が指示する要件に従い採水計画（日程表）を作成し各採水月の前月25日までに提出し、承諾を得ること。
- (2) 浄水場、取水場及び管末等の検査は毎月1回実施する。
- (3) 各採水地点の採水間隔は、概ね30日程度とする。
- (4) 各月の採水順序は、原則として、水の流れ（取水場→浄水場内→管末等）に沿って行うこと。ただし、取水場と浄水場内は同一日に行うこと。
- (5) 別記第1-7に示す広島県水道用水供給事業「週1検査」は原則として1週に1回、1月に4回実施することとし、週の前半に採水する。なお、「週1検査」は、浄水場（取水場）勤務の職員が行うが、受託者が行う定期採水と同一日の場合は、受託者が採水すること。また、「週1検査」用の容器は受託者が準備し、戸坂取水場分についてはあらかじめ採水箇所へ搬入しておくこと。

4 臨時採水

委託者の指示により、臨時の採水を実施することがあるので、対応すること。

5 採水方法等

- (1) 採水作業員は受託者が直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者とし、状況や試料に応じ必要な人員を充てること。水道水の採水は法定検査員が行うこと。
現場の状況によっては採水方法の変更や関係者への連絡等が必要な場合があるが、その際に適切な措置をとることができる者を充てること。
- (2) 採水は、指定された地点において、「Ⅰ. 水質検査」に示された検査に必要な試料を採水すること。
- (3) 採水は検査項目に応じた採水器具を用いる等、検査方法に定められた手法により行うこと。
分解防止等の目的で、検査方法で定められた試薬の添加等（以下「前処理」という）を行う必要のある試料については、細心の注意を払い、不適切な前処理試薬の添加等、誤った処理を行わないようにすること。
- (4) 採水時には次の事項を野帳に記録し、24時間以内に委託者に提出すること。
ア 採取日時

イ 前日及び当日の天気

ウ 気温(外気温)

エ 水温

オ 残留塩素濃度(ろ過水, 浄水及び分水点等)

カ 外観(色, 濁り)について特記すべき事項

キ 採水点付近の状況(取水口)について特記すべき事項

ク 水面外観状況(取水口)について特記すべき事項

ケ 水道施設、河川等について特記すべき事項

- (5) 採水時に、油膜、魚のへい死等水質事故・異常を発見した場合は、直ちに簡易検査等により水の安全性を把握し、監督員に報告し、指示を受けること。及び、可能な限り状況把握・原因究明を行い、異常に係る試料の採取を行うこと。これらの事項は野帳に記録し、委託者に提出すること。
- (6) 採水後、採水日時、採水地点及び指定された項目に対する試料が適切な容器に保存されていることを具体的かつ明確に証明する写真を撮影すること。写真撮影時には、業務名、採水場所、採水年月日等及び受託者名を記載した黒板、ホワイトボード等を一緒に撮影すること。
- (7) 採水容器及び前処理用の試薬は、委託者が自ら行う検査分も含めて、受託者が準備すること。
- (8) 排水、汚泥等の採取についても、(1)～(7)に準じて実施すること。

6 別記第1-7に示す試料の運搬等

- (1) 試料を運搬する用具は、受託者が準備すること。
- (2) 採水した試料は、保冷等検査項目に応じた必要な措置を講じ、破損しないように運搬すること。検査方法により特に規定のある場合には、その規定に従うこと。
- (3) 別記第1-7(2)広島県水道用水供給事業に示す「週1検査」や臨時検査等について、受託者は委託者自ら行う検査用の試料及び野帳を指定する時間までに広島県水道広域連合企業団水質管理センター(広島市安芸区畑賀町2970)へ搬入すること。

7 採水時に特に留意すべき事項

- (1) 採水のため、ダム湖、水道施設等に立入る場合は、当該施設内の機器取扱い、鍵の貸借等について施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 採水作業員は、所属・氏名を明記した名札を着用するとともに、身分証を携行すること。

8 作業の報告

- (1) 採水等の作業を行った時は、24時間以内に5(4)により記録した採水野帳を添付して、採水日報を提出すること(ファックス, 電子メール可)。
- (2) 毎月の採水が完了した時は、速やかに作業写真を添付した作業報告書を1部提出すること。なお、定期分と臨時分は別の報告書とすること。

- (3) 報告書等の様式については、事前に委託者の承認を得ること。

9 その他

- (1) ダムや河川での採水時には、救命胴衣を着用するなど安全対策を講じること。
- (2) 採水及び現地測定等により薬品を使用する場合は、その廃液は必ず持ち帰り、適正に処分すること。
- (3) 天候等により、やむを得ず業務内容を変更する場合は、あらかじめ委託者に連絡し、承諾を得ること。

Ⅲ. 緊急時対応

1 業務の概要

水質事故や異臭味障害等が発生し、取水又は給水に影響が生じた場合、または、そのおそれがある場合に、水道水の安全性確保のため、採水、運搬、水質検査、または現地調査（以下「緊急時採水等」という。）を行うものである。

2 受託者の責務

- (1) 受託者は、本規定に基づき、緊急時採水等が指示された場合は、誠実かつ迅速に対応すること。また、水質事故等の状況によっては、本規定に基づく緊急時採水等は夜間、休日も行い、かつ長期にわたる場合があるので承知しておくこと。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するため、あらかじめ緊急連絡及び検査の体制を整備し、委託者の承諾を得ること。

3 業務の内容

- (1) 受託者は、緊急時採水等の指示があった場合には、委託者が指定する場所に概ね4時間以内に到着し緊急採水を行うこと。なお、夜間、交通手段のない離島などの到着時間については、その都度協議する。
- (2) 受託者は、現地において外観等から、水源、原水、水道水が人の健康に影響を及ぼす物質に汚染されている疑いがあり、水道の安全性を確保するため緊急に対策を講じる必要があると判断した場合は、委託者に直ちに報告すること。
- (3) 水質事故等の原因物質が不明なときは、別記第1-8の項目（シアン等）について簡易検査を行い、検査結果を委託者に直ちに報告すること。ただし、原因が明確で受託者が検査できる場合は、その原因物質の簡易検査・報告を行うこと。
- (4) 緊急時採水等の検査は、委託者の指示による他、受託者が原因究明及び安全確認のために必要と判断した項目については、委託者と協議の上実施すること。なお、通信障害等で委託者と連絡が取れない場合も、当該項目に係る採水は実施しておくこと。
- (5) 受託者は、採水後直ちに、検査事業所に試料を搬入し、検査を行い、別記第1-9の指定時間内に検査結果の速報を行うこと。

4 報告

本規定に基づき採水、運搬及び検査を実施した時は、「Ⅰ. 水質検査」及び「Ⅱ. 試料の採取・運搬」の規定に準じて報告書を遅滞なく提出すること。

ただし、緊急の場合は委託者の指示するところによること。

5 その他

- (1) ダムや河川での採水・現地調査時には、救命胴衣を着用するなど安全対策を講じること。
- (2) 採水及び現地測定等により薬品を使用する場合は、その廃液は必ず持ち帰り、適正に処分すること。

<構成団体が経営する水道事業等>

■広島県水道広域連合企業団

水道用水供給事業 —

- ① 広島西部地域水道用水供給事業
- ② 広島水道用水供給事業
- ③ 沼田川水道用水供給事業



別図1 広島県水道広域連合企業団 事業概要図

水道水質基準項目

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	一般細菌	平成15年厚生労働省告示 第261号	—	—
2	大腸菌 (定量)		—	—
2'	〃 (定性)		—	—
3	カドミウム及びその化合物		0.0003	10
4	水銀及びその化合物		0.00005	10
5	セレン及びその化合物		0.001	10
6	鉛及びその化合物		0.001	10
7	ヒ素及びその化合物		0.001	10
8	六価クロム化合物		0.002	10
9	亜硝酸態窒素		0.004	10
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001	10
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1	10
12	フッ素及びその化合物		0.08	10
13	ホウ素及びその化合物		0.1	10
14	四塩化炭素		0.0002	20
15	1,4-ジオキサン		0.005	20
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン		0.004	20
17	ジクロロメタン		0.002	20
18	テトラクロロエチレン		0.001	20
19	トリクロロエチレン		0.001	20
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及 びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		0.000001	20
21	ベンゼン		0.001	20
22	塩素酸		0.06	10
23	クロロ酢酸		0.002	20
24	クロロホルム		0.003	20
25	ジクロロ酢酸		0.003	20
26	ジブロモクロロメタン		0.003	20
27	臭素酸		0.001	10
28	総トリハロメタン		0.003	—
29	トリクロロ酢酸		0.003	20
30	ブロモジクロロメタン		0.003	20
31	ブロモホルム		0.003	20
32	ホルムアルデヒド		0.008	20
33	亜鉛及びその化合物		0.1	10
34	アルミニウム及びその化合物		0.02	10
35	鉄及びその化合物		0.03	10
36	銅及びその化合物		0.1	10
37	ナトリウム及びその化合物		20	10
38	マンガン及びその化合物		0.005	10
39	塩化物イオン		20	10
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		30	10
41	蒸発残留物		50	—
42	陰イオン界面活性剤		0.02	20
43	ジェオスミン		0.000001	20
44	2-メチルイソボルネオール		0.000001	20
45	非イオン界面活性剤		0.002	20
46	フェノール類		0.0005	20
47	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)		0.3	20
48	pH値		0.1間隔	—
49	味		—	—
50	臭気	—	—	

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
51	色度		0.5	20
52	濁度		0.1	10

別記第 1-2

水質管理目標設定項目

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	アンチモン及びその化合物	平成 15 年健水発第 1010001 号による	0.002	10
2	ウラン及びその化合物		0.0002	10
3	ニッケル及びその化合物		0.002	10
5	1,2-ジクロロエタン		0.0004	20
8	トルエン		0.04	20
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)		0.008	20
13	ジクロロアセトニトリル		0.001	20
14	抱水クロラール		0.002	20
15	農薬類			
16	残留塩素		0.05	10
19	遊離炭酸		2	10
20	1,1,1-トリクロロエタン		0.03	20
21	メチル-t-ブチルエーテル		0.002	20
23	臭気強度 (TON)		1	—
27	腐食性 (ランゲリア指数)		—	—
28	従属栄養細菌		—	—
29	1,1-ジクロロエチレン		0.01	20

その他の項目

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	アンモニア態窒素	上水試験方法 (2020 年版) に 準拠した方法	0.02	10
2	紫外線 (UV) 吸光度		—	—
3	浮遊物質 (SS)		1	—
4	生物試験		—	—
5	アルカリ度		1	10
6	電気伝導率		1 μ S/cm	—
7	クロロホルム生成能		0.003	20
8	ジブロモクロロメタン生成能		0.003	20
9	ブロモジクロロメタン生成能		0.003	20
10	ブロモホルム生成能		0.003	20
11	総トリハロメタン生成能		0.003	—
12	クロロ酢酸生成能		0.002	20
13	ジクロロ酢酸生成能		0.003	20
14	トリクロロ酢酸生成能		0.003	20
15	溶存性ジェオスミン	平成 15 年厚生労働省告示第 261 号に準じた方法	0.000001	20
16	溶存性 2-MIB		0.000001	20
17	ウェルシュ菌芽胞	平成 19 年健水発第 0330006 号 による	—	—
18	クリプトスポリジウム		—	—
19	ジアルジア		—	—
20	硫酸イオン	上水試験方法 (2020 年版) に 準拠した方法	0.2	10
21	溶存酸素		0.1	10
22	侵食性遊離炭酸		0.5	10
23	生物化学的酸素要求量		0.1	10
24	化学的酸素要求量		0.4	10
25	全窒素		0.01	10
26	全リン		0.003	10
27	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)		0.0000005	20

工業用水

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	濁度	JIS K0101:1998 による	0.1 度	—
2	pH 値		測定間隔 0.1	—
3	アルカリ度		1	10

	項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
4	カルシウム, マグネシウム等(硬度)		0.5	10
5	蒸発残留物		3	—
6	塩素イオン		0.2	10
7	鉄		0.03	10
8	アルミニウム		0.01	10

別記第 1-3

事業場排水

	検査項目	検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	カドミウム及びその化合物	昭和 49 年環告第 64 号による	0.001	10
2	シアン化合物		0.1	10
3	有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPN に限る)		0.1	各 20
4	鉛及びその化合物		0.005	10
5	六価クロム化合物		0.04	10
6	ヒ素及びその化合物		0.005	10
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005	10
8	アルキル水銀化合物		0.0005	20
9	ポリ塩化ビフェニル		0.0005	20
10	トリクロロエチレン		0.002	20
11	テトラクロロエチレン		0.001	20
12	ジクロロメタン		0.002	20
13	四塩化炭素		0.0002	20
14	1,2-ジクロロエタン		0.0004	20
15	1,1-ジクロロエチレン		0.01	20
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	20
17	1,1,1-トリクロロエタン		0.03	20
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.001	20
19	1,3-ジクロロプロペン		0.005	20
20	チウラム		0.002	20
21	シマジン		0.0003	20
22	チオベンカルブ		0.002	20
23	ベンゼン		0.001	20
24	セレン及びその化合物		0.002	10
25	ほう素及びその化合物		0.1	10
26	ふっ素及びその化合物		0.1	10
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		0.2	各 10
28	1,4-ジオキサン		0.005	20
29	水素イオン濃度		測定間隔 0.1	—
30	生物化学的酸素要求量		0.1	10
31	化学的酸素要求量		0.4	10
32	浮遊物質		1	10
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0.5	10
34	フェノール類含有量		0.2	10
35	銅含有量		0.1	10
36	亜鉛含有量		0.1	10
37	溶解性鉄含有量		0.1	10
38	溶解性マンガン含有量		0.1	10
39	クロム含有量		0.04	10
40	大腸菌群数		30 個/ml	—
41	窒素含有量		0.2	10
42	リン含有量		0.05	10
43	COD汚濁負荷量		JIS K0102 による	—

検査項目		検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
44	TN汚濁負荷量			—
45	TP汚濁負荷量		—	10

別記第 1-4

汚泥試験（埋め立て処分）

検査項目		検査方法	定量下限値 (mg/L)	変動係数 (%)
1	アルキル水銀化合物		昭和 48 年環告第 13 号による	0.0005
2	水銀又はその化合物	0.0005		10
3	カドミウム又はその化合物	0.001		10
4	鉛又はその化合物	0.005		10
5	有機リン化合物	0.1		各 20
6	六価クロム化合物	0.04		10
7	ヒ素又はその化合物	0.005		10
8	シアン化合物	0.1		10
9	ポリ塩化ビフェニル	0.0005		20
10	トリクロロエチレン	0.002		20
11	テトラクロロエチレン	0.001		20
12	ジクロロメタン	0.002		20
13	四塩化炭素	0.0002		20
14	1,2-ジクロロエタン	0.0004		20
15	1,1-ジクロロエチレン	0.01		20
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004		20
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.03		20
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.001		20
19	1,3-ジクロロプロペン	0.005		20
20	チウラム	0.002		20
21	シマジン	0.0003		20
22	チオベンカルブ	0.002		20
23	ベンゼン	0.001		20
24	セレン又はその化合物	0.002		10
25	1,4-ジオキサン	0.005		20
26	含水率	「底質調査方法」平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局による	0.1wt%	10
27	強熱減量		0.1wt%	10

速報値報告の時間指定について

「Ⅰ水質検査 5 検査結果の速報値および異常値の報告」関係

「Ⅲ緊急時対応業務 3 業務の内容 (3)」関係

1 定期検査速報について

委託者に、次の項目について、採水日翌日午前 11 時まで、定期検査速報を報告すること。

2 緊急速報について

水質事故等緊急時においては、別記第 1 - 9 の指定時間内に検査結果を委託者に報告すること。

項目名	原水	沈殿水	ろ過水	浄水	末端 分水分点	注意事項
ジェオスミン	○			○	○	0.1ng/L の桁まで表記すること
2-MIB	○			○	○	0.1ng/L の桁まで表記すること
TOC	○			○	○	
pH	○	○	○	○	○	
味				○	○	
臭 気	○			○	○	
色 度	○	○	○	○	○	
濁 度	○	○	○	○	○	
残留塩素濃度			○	○	○	
臭 気 強 度	○			○		
アンモニア態 窒 素	○					
アルカリ度	○	○				
電気伝導率	○	○	○	○	○	

採水地点

水道用水供給事業・工業用水事業

1 瀬野川系統 (※) 週1 採水地点

採水場所	所在地	採水点		管理者
瀬野川浄水場	広島市安芸区畑野町2970	接合井(※)	・水質試験室採水栓 ・活性炭注入機室サンプリングポンプ	広島水道事務所 (瀬野川浄水課)
		沈殿池 (1, 2系及び3, 4系)	水質試験室採水栓	
		ろ過池 (1, 2系及び3, 4系)		
		浄水池(※)		
		工業用水	(2ヵ所)※	
排水口				
西町分水点	竹原市竹原町来須		給水栓	広島水道事務所 (維持管理課)
中野分水点	豊田郡大崎上島町太田		給水栓	

※No. 2 排水口は排出頻度が非常に少ないため、欠測の場合がある。

2 戸坂・温品系統 (※) 週1 採水地点

採水場所	所在地	採水点		管理者
戸坂取水場	広島市東区戸坂惣田 一丁目12-1	取水口(※)	表流水	広島水道事務所 (戸坂取水課)
温品取水場	広島市東区温品五丁目 14-1	工業用水	沈殿池出口側表層	
		取水口		
宇和木分水点	呉市倉橋町宇和木		給水栓	広島水道事務所 (維持管理課)
盛谷分水点	豊田郡大崎上島町垂水		給水栓	

3 田口系統

採水場所	所在地	採水点		管理者
田口浄水場	東広島市西条町田口	着水井	水質試験室採水栓	広島水道事務所 (瀬野川浄水課)
		工業用水		

注意点

全般

採水前に必ず県(当施設管理者)に連絡し、指示に従って行動すること。

瀬野川浄水場

接合井のかみ臭物質(ガラスビン)については、活性炭注入機室のサンプリングポンプから採水すること。

温品浄水場

(活性炭注入機室入室の鍵は瀬野川浄水場から貸与を受け、採水終了後は直ちに返却すること。)

排水口のマンホール蓋が非常に重いため、採水時はケガ等の無い様十分に注意すること。

①西町分水点、宇和木分水点への立入には鍵が必要であるため、県又は施設管理者から貸与を受けすること。

②給水区域変更に伴い、採水点が中野分水点、盛谷分水点から他の分水点に変更される場合がある。この時は監督員の指示に従うこと。

水道事業

4 竹原市水道事業

採水場所	所在地	採水点		管理者等	
取水場等 (原水)	①中通水源浅井戸	竹原市下野町3017-1	取水口	着水井直接	竹原事務所
	②東上条水源浅井戸	竹原市下野町2871-1	取水口	着水井直接	竹原事務所
	③東野水源浅井戸	竹原市東野町965	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑥上条第1水源浅井戸	竹原市下野町2661	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑦上条第2水源浅井戸	竹原市下野町2659-2	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑧末友水源浅井戸	竹原市忠海末浦二丁目 16-30	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑨地方水源浅井戸	竹原市忠海中町三丁目 4-23	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑩宮脇水源浅井戸	竹原市福田町3042	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	⑪堂沖水源浅井戸	竹原市福田町1122	取水口	取水ポンプドレン	竹原事務所
	浄水場 (入口・ 出口等)	①成井浄水場着水井, ろ過池	竹原市下野町	着水井	着水井直接
給水栓等 (基準項目等定期 検査)	①小梨地域交流センター	竹原市小梨町10381-1		給水栓	竹原市
	②中通水系管末(個人宅)	竹原市竹原町		給水栓	竹原事務所
	③上仁賀管末ドレン(個人宅前)	竹原市仁賀町		ドレン	竹原事務所
	④田万里管末ドレン(個人宅横)	竹原市田万里町		ドレン	竹原事務所
	⑤新庄町乙井谷管末	竹原市新庄町155-50 地先		ドレン	竹原事務所
	⑥東向会館	竹原市吉名町3672		給水栓	竹原市
	⑦旧忠海東小学校横墓所	竹原市忠海東町五丁目		給水栓	竹原市
	⑧個人宅前ドレン	竹原市忠海東町三丁目		ドレン	竹原事務所
	⑨管末(末友浄水場)	竹原市忠海末浦二丁目 16-30		給水栓	竹原事務所
	⑩ミンブー公園	竹原市高崎町1414		給水栓	竹原市

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

5 三原市水道事業

採水場所		所在地	採水点		管理者等
取水場等 (原水)	①片山系取水井	三原市本郷南七丁目18番5号	取水井	採水用蛇口	三原事務所
浄水場 (入口・ 出口等)	①西野浄水場(本郷系原水・長谷系原水・浄水)	三原市西野五丁目14番1号	理化学試験室	採水用蛇口	三原事務所
	②中之町水源地(取水井・浄水)	三原市中之町一丁目2番35号	管理棟	採水用蛇口	三原事務所
	③片山浄水場浄水	三原市本郷南六丁目31番41号	管理棟	採水用蛇口	三原事務所
	④新久井浄水場(着水井・浄水)	三原市久井町吉田1078番地4号	着水井・管理棟	採水用蛇口	三原事務所
	⑤和木浄水場(第1取水井・第2取水井・浄水)	三原市大和町和木1614番地	取水井, 管理棟	採水用蛇口	三原事務所
	⑥新和木浄水場(着水井・浄水)	三原市大和町和木1499番地1号	管理棟	採水用蛇口	三原事務所
	⑦登野浄水場(取水井・浄水)	三原市登野4247番地	管理棟	採水用蛇口	三原事務所
給水栓等 (基準項目等定期 検査)	①糸崎酒池系給水栓	三原市木原六丁目		給水栓	
	②深第1配水池系給水栓	三原市深町		給水栓	
	③中之町基準酒池系給水栓	三原市中之町五丁目		給水栓	
	④佐木酒池系給水栓	三原市鷺浦町向田野浦		給水栓	
	⑤広域須皮酒池系給水栓	三原市幸崎渡瀬		給水栓	
	⑥沼田東基準酒池系給水栓	三原市小泉町		給水栓	
	⑦野田酒池系給水栓	三原市本郷町南方		給水栓	
	⑧塔之酒池系給水栓	三原市本郷北一丁目		給水栓	
	⑫金売酒池系給水栓	三原市本郷町上北方		給水栓	
	⑬八幡酒池系給水栓	三原市八幡町本庄		給水栓	
	⑭高坂酒池系給水栓	三原市久井町土取		給水栓	
	⑮吉田酒池系給水栓	三原市久井町坂井原		給水栓	
	⑯和木第2配水池系給水栓	三原市大和町和木		給水栓	
	⑱大具酒池系給水栓	三原市大和町下徳良		給水栓	
	⑲沖浦酒池系給水栓	三原市登野		給水栓	

注意点

1. 委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。
2. 管理者等が空欄の採水地点については、別途指示をする。

水道事業

6 府中市水道事業

採水場所		所在地	採水点		管理者
浄水場 (入口・ 出口等)	① 城山浄水場 入口 (城山原水) 出口 (城山浄水)	府中市用土町458-3 府中市用土町440-1	取水口 管理棟	表流水 採水用蛇口	府中事務所
	② 用土浄水場 入口 (用土第1水源) 入口 (用土第5水源) 入口 (用土第6水源) 出口 (用土浄水)	府中市用土町452-1 府中市用土町452-1 府中市用土町351-1 府中市用土町452-1	採水水栓 採水水栓 取水井 管理棟	採水水栓 採水水栓 ドレン 採水用蛇口	府中事務所
	③ 久佐浄水場 入口 (久佐原水) 出口 (久佐浄水)	府中市久佐町311 府中市久佐町311	着水池 管理棟	直接 採水用蛇口	府中事務所
	④ 上下浄水場 入口 (上下第1水源) 入口 (上下第2水源) 入口 (上下第3水源) 出口 (上下浄水)	府中市上下町1832-2 府中市上下町1832-2 府中市上下町1831 府中市上下町1832-2	取水井 取水口 取水井 管理棟	井戸直接 表流水 井戸直接 採水用蛇口	府中事務所
	⑤ 清岳浄水場 入口 (清岳原水) 出口 (清岳浄水)	府中市上下町井永776-3 府中市上下町井永776-3	取水井 管理棟	井戸直接 採水用蛇口	府中事務所
	⑥ 矢多田浄水場 入口 (矢多田原水) 出口 (矢多田浄水)	府中市上下町矢多田263 府中市上下町矢多田263	取水井 管理棟	井戸直接 採水用蛇口	府中事務所
給水栓等 (基準項 目等定期 検査)	① 城山浄水場系給水栓 (大日小グラント)	府中市篠根町		給水栓	府中事務所
	② 用土浄水場系給水栓 (中之町児童公園)	府中市中須町		給水栓	府中事務所
	③ 久佐浄水場系給水栓 (久佐浄水場)	府中市久佐町		給水栓	府中事務所
	④ 上下浄水場系給水栓 (府中市監理果地籍調査系)	府中市上下町上下		給水栓	府中事務所
	⑤ 清岳浄水場系給水栓 (清岳公民館)	府中市上下町水永		給水栓	府中事務所
	⑥ 多田浄水場系給水栓 (矢多田浄水場)	府中市上下町矢多田		給水栓	府中事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

7 三次市水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者等
取水場等 (原水)	①寺戸1号取水井	三次市三次町501番地	取水井	コックより	三次事務所
	②寺戸2号取水井	三次市三次町501番地	取水井	コックより	三次事務所
	③向江田浄水場	三次市向江田町4303番地	沈砂池	流入口直接	三次事務所
	④中野原浄水場着水井	三次市君田町櫃田303	着水井	直接	三次事務所
	⑤中林取水場	三次市布野町上布野573-4	沢水	直接	三次事務所
	⑥港浄水場 場内水源 第二水源	三次市作木町下作木608-1	ろ過池	ろ過池流入	三次事務所
			ろ過池	ろ過池流入	
	⑦大津浄水場 No.1取水 No.2取水	三次市作木町大津111-7	受水槽	受水槽流入	三次事務所
			受水槽	受水槽流入	
	⑧作木浄水場取水井	三次市作木町上作木1195-1	取水井	井戸直接	三次事務所
	⑨吉舎第1取水井	三次市吉舎町吉舎317	取水井	井戸直接	三次事務所
	⑩吉舎第2取水井	三次市吉舎町吉舎317	取水井	蛇口より	三次事務所
	⑪安田取水井	三次市吉舎町安田3358-2	取水井	井戸直接	三次事務所
	⑫敷地取水井	三次市吉舎町敷地1432-5	取水井	井戸直接	三次事務所
	⑬辻徳市接合井	三次市吉舎町徳市2301	接合井	直接	三次事務所
	⑭上郷浄水場 場内井 上郷第二水源	三良坂町三良坂4266-1 三良坂町三良坂2314	取水井	井戸直接	三次事務所
			取水井	井戸直接	
	⑮中郷取水場 下郷浄水場 場内井	三良坂町三良坂4285-2 三良坂町三良坂2060-1	取水井	井戸直接	三次事務所
			取水井	井戸直接	
	⑯第一水源 矢田中継ポンプ所	三次市三良坂町灰塚85-1 三次市三良坂町灰塚636	取水井	コックより	三次事務所
中継ポンプ井			直接		
⑰敷名浄水場着水井	三次市三和町敷名4800-1	着水井	直接	三次事務所	
⑱板木浄水場着水井	三次市三和町羽出庭1637-2	着水井	蛇口	三次事務所	
⑲日南取水場	三次市三和町日南2581-11	取水井	井戸直接	三次事務所	
⑳敷名営農取水井	三次市三和町敷名3463-3	ろ過池流入 取水井	流入水	三次事務所	
㉑橋本第一水源 第六水源	三次甲奴町本郷861	着水井	直接	三次事務所	
		受水槽	直接		
㉒大掛浄水場 場内井 河川水 沢水	三次甲奴町梶田1561	取水井	井戸直接	三次事務所	
		着水井 沢水	流入水 流入水		
㉓茂田飲料水供給施設 (取水井)	三次市君田町茂田337	取水井	ホース	三次事務所	
浄水場 (入口・ 出口等)	①寺戸浄水場	三次市三次町501番地	消石灰棟	コック	三次事務所
	②向江田浄水場	三次市向江田町4303番地	水質試験室	蛇口	三次事務所
給水栓等 (基準項 目等定期 検査)	① 河内コミュニティ センター	三次市小文町219番地		給水栓	河内コミュニ ティセンター
	②志和地消防団給水栓	三次市下志和地町1219-11		給水栓	三次市危機管 理課
	③尾越ポンプ所給水栓	三次市和泉町1886-2		給水栓	三次事務所
	④君田第二分団格納庫給 水栓	三次市君田町藤兼124-1		給水栓	三次市危機管 理課
	⑤布野支所給湯室給水栓	三次市布野町上布野1196番地		給水栓	三次市布野支

採水場所	所在地	採水点	管理者等
	1		所
⑥作木ふるさと活性化センター川の湧き給水栓	三次市作木町下作木 1537 番地	給水栓	三次市指定管理者
⑦大津郵便局給水栓	三次市作木町大津 149 番地 1	給水栓	大津郵便局
⑧上作木配水池系ドレン	三次市作木町下作木	ドレン	三次事務所
⑨海田原部方格納庫	三次市吉舎町海田原 484	給水栓	三次市危機管理課
⑩丸田加圧ポンプ所	三次市吉舎町丸田 377-3	給水栓	三次事務所
⑪安田取水場給水栓	三次市吉舎町安田 3358-2	給水栓	三次事務所
⑫片野加圧ポンプ所	三次市吉舎町敷地 1332	給水栓	三次事務所
⑬土徳中配水池	三次市吉舎町徳市 2244	散水栓	三次事務所
⑭塔ノ山配水池系給水栓	三次市三良坂町三良坂	給水栓	三次事務所
⑮長田集会所散水栓	三次市三良坂町長田 893-4	給水栓	三次事務所
⑯長沢加圧ポンプ所	三次市三良坂町灰塚 1759	散水栓	三次事務所
⑰旧敷名浄水場散水栓	三次市三和町敷名 4718-1	給水栓	三次事務所
⑱下板木コミュニティセンター給水栓	三次市三和町出庭 10001 番地 1	給水栓	三次事務所
⑲上山三区集会所給水栓	三次市三和町上巻 2811 番地 2	給水栓	三次事務所
⑳戸野山配水池系給水栓	三次市三和町敷名	給水栓	三次事務所
㉑矢原加圧ポンプ所前ドレン	三次市甲奴町本郷 1018-6	ドレン	三次事務所
㉒給食センター給水栓	三次市甲奴町梶田 2288 番地 1	給水栓	三次市教育委員会
㉓茂田飲料水供給施設管末	三次市君田町茂田	ドレン	三次事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等と連絡し、指示に従って行動すること。

		所在地	採水点		管理者等
取水場等 (原水)	①大屋川	庄原市西城町入江字山崎102番地7	取水口	表流水	庄原事務所
	②常納原取水場	庄原市西城町八鳥字奥八鳥甲1749番地3	取水口	表流水	庄原事務所
	③宮原取水場(宮原水源)	庄原市東城町久代1769-13	管理棟(発電室)	給水栓	庄原事務所
	④比和川	庄原市比和町比和	取水口	直接	庄原事務所
浄水場 (入口・ 出口等)	①布掛山浄水場(場内・出口)	庄原市東本町二丁目216-5	管理棟	給水栓	庄原事務所
	②三坂浄水場(入口)	庄原市西城町大字三坂字大沼山	取水井	井戸直接	庄原事務所
	③川西浄水場(入口・場内給水栓)	庄原市東城町川西	着水井 管理棟	直接 給水栓	庄原事務所
	④鯉の池浄水場(場内給水栓)	庄原市東城町川西226-4	管理棟(紫外線処理室)	給水栓	庄原事務所
	⑤帝釈浄水場(入口)	庄原市東城町帝釈未渡1949-1	管理棟(滅菌室)	水栓柱	庄原事務所
	⑥向泉浄水場(入口・出口)	庄原市口和町向泉691-1	管理棟	給水栓	庄原事務所
	⑦口和膜ろ過浄水場(入口・場内)	庄原市口和町向泉157-1	管理棟	給水栓	庄原事務所
	⑧新市第1水源	庄原市高野町新市567-2	ろ過池前	バルブ	庄原事務所
	⑧新市第2・5水源	庄原市高野町新市567-2	新市浄水場ろ過池	直接	庄原事務所
	給水栓等 (基準項目等定期 検査)	①尾引町甲平管末	庄原市尾引町217-4付近	配水管	ドレン
②西城支所給水栓		庄原市西城町大佐737番地3	西城支所	給水栓	庄原市西城支所
③JR平子給水栓		庄原市西城町平子434番地2	平子駅駅舎	給水栓	庄原市西城支所
④クロカンパーク給水栓		庄原市西城町三坂731番地	管理棟	給水栓	宍道後山高原サービス
⑤美古登給水管		庄原市西城町大佐536番地1	大佐・八鳥地区農業集落排水処理施設	給水栓	庄原市西城支所
⑥帝釈自治振興区給水栓		庄原市東城町帝釈未渡2021	帝釈自治振興センター	給水栓	帝釈自治振興区
⑦永田酒池系管末		庄原市濁川町別作	配水管	ドレン	庄原事務所
⑧木原谷酒池系管末		庄原市口和町宮内市場	配水管	ドレン	庄原事務所
⑨湯木酒池系管末		庄原市口和町湯木矢剱	配水管	ドレン	庄原事務所
⑩高野支所給水栓		庄原市高野町新市1171番地1	高野支所	給水栓	庄原市高野支所
⑪下門田管末		庄原市高野町下門田	配水管	ドレン	庄原事務所
⑫比和保育所給水栓		庄原市比和町比和535番地1	比和保育所	給水栓	庄原市立比和保育所
⑬総領支所給水栓		庄原市総領町下領家280番地1	総領支所	給水栓	庄原市総領支所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

9 東広島市水道事業

採水場所	所在地	採水点		管理者等	
浄水場 (入口・ 出口等)	①吾妻子浄水場 (入口・ 出口)	東広島市西条町田口 238	入口：着水井 出口：管理棟	入口：直接 出口：給水栓	東広島事務所
	②松子山浄水場 (入口・ 出口)	東広島市西条町土与丸 169- 105	入口：ろ過池 出口：管理棟	入口：直接 出口：給水栓	東広島事務所
	③三津浄水場 (入口・出 口)	東広島市安芸津町三津 1385-1	入口：着水池 出口：管理棟	入口：直接 出口：給水栓	東広島事務所
	④木谷浄水場 (入口・出 口)	東広島市安芸津町木谷 3010-1	入口：着水池 出口：給水栓	入口：ドレン 出口：給水栓	東広島事務所
	⑥ 失平浄水場 (入 口・出口)	東広島市河内町入野 1601-2	入口：ばっ気 設備出口 出口：管理棟	入口：直接 出口：給水栓	東広島事務所
	⑦ 下竹仁浄水場 (入 口・出口)	東広島市福富町下竹仁 1991-1	入口：着水井 出口：管理棟	入口：直接 出口：給水栓	東広島事務所
	給水栓等 (基準項 目等定期 検査)	① 吾妻子給水栓	東広島市西条町福本	配水管管末	ドレン
② 松子山給水栓		東広島市西条町下三永 899-8	下三永ポンプ所	給水栓	東広島事務所
③ 三津給水栓		東広島市安芸津町 1438-3	印内屯所	給水栓	東広島事務所
④ 木谷給水栓		東広島市安芸津町 4649-1	赤崎集会所	給水栓	東広島事務所
⑤ 失平給水栓		東広島市河内町入野字元安	配水管管末	ドレン	東広島事務所
⑧ 下竹仁給水栓		東広島市福富町久芳字古市原	配水管管末	ドレン	東広島事務所
⑨ 県用水 (風早分水 点) 給水栓		東広島市安芸津町 10652-408	大芝東集会所	給水栓	東広島事務所
⑩ 県用水 (大田分水 点) 給水栓		東広島市安芸津町大田 544-4	大田屯所	給水栓	東広島事務所
⑪ 県用水 (白坂分水 点) 給水栓		東広島市安芸津町大田 57-2	白坂ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑫ 県用水 (小多田分 水点) 給水栓		東広島市黒瀬町津江 372	津江増玉ポン プ場	給水栓	東広島事務所
⑬ 県用水 (郷田分水 点) 給水栓		東広島市西条町郷田 335-5	市ノ畑ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑭ 県用水 (吉川分水 点) 給水栓		東広島市吉川工業団地 5701	吉川工業団地 配水池	給水栓	東広島事務所
⑮ 県用水 (高屋分水 点, 重兼配水池) 給水栓		東広島市高屋町小谷 3248-237	上条イボ ン プ 所	給水栓	東広島事務所
⑯ 県用水 (高屋分水 点, 中核工業団地 配水池) 給水栓		東広島市高屋町高屋東 554-5	岩友ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑰ 県用水 (八本松第3 分水点) 給水栓		東広島市志和町奥谷 1591-5	六条ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑱ 県用水 (西条第2 分水点) 給水栓		東広島市西条町吉行 1506-2	吉行ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑲ 県用水 (高屋分水 点, 造賀配水池) 給水栓		東広島市八本松町篠 213-7	うぐいすヶ丘 団地ポンプ所	給水栓	東広島事務所
⑳ 県用水 (大内原分 水点) 給水栓		東広島市河内町入野	配水管管末	ドレン	東広島事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等と連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

10 廿日市市水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者等	
取水場等 (原水)	【大野地域】					
	A. 水ノ越第1水源取水口	廿日市市大野4110	取水口	水ノ越水源内	廿日市事務所	
	B. 水ノ越第2水源導水口	廿日市市大野4110	導水口	水ノ越水源内	廿日市事務所	
	C. 後津水源取水口	廿日市市大野1370-2	取水口		廿日市事務所	
	D. 池田水源取水口	廿日市市大野1235-5	取水口		廿日市事務所	
	E. 棚田水源取水口	廿日市市大野1503-7	取水口		廿日市事務所	
	【佐伯地域】					
	A. 永原第1水源取水口	廿日市市永原137	取水口	永原浄水場内	廿日市事務所	
	B. 永原第2水源取水口	廿日市市永原137	取水口	永原浄水場内	廿日市事務所	
	C. 永原第3水源取水口	廿日市市永原137	取水口	永原浄水場内	廿日市事務所	
	D. 永原第4水源取水口	廿日市市永原137外	取水口		廿日市事務所	
	E. 土居垣内第1水源取水口	廿日市市峠1559-3	取水口	土居垣内浄水場内	廿日市事務所	
	F. 土居垣内第2水源取水口	廿日市市峠1559-3	取水口	土居垣内浄水場内	廿日市事務所	
	G. 越峠水源取水口	廿日市市峠1559-3	取水口	土居垣内浄水場内	廿日市事務所	
	H. 峠第1・2水源導水口	廿日市市峠589-1	導水口	峠浄水場内	廿日市事務所	
	I. 峠第3水源取水口	廿日市市峠589-1	取水口	峠浄水場内	廿日市事務所	
	J. 峠第4水源取水口	廿日市市峠589-1	取水口	峠浄水場内	廿日市事務所	
	K. 峠第5・6水源導水口	廿日市市峠589-1	導水口	峠浄水場内	廿日市事務所	
	L. 津田第1水源取水口	廿日市市津田5095-2	取水口	津田浄水場内	廿日市事務所	
	M. 津田第2水源取水口	廿日市市津田5095-2	取水口	津田浄水場内	廿日市事務所	
	N. 津田第3水源取水口	廿日市市津田5095-2	取水口	津田浄水場内	廿日市事務所	
	O. 津田第4水源取水口	廿日市市津田5095-2	取水口	津田浄水場内	廿日市事務所	
	P. 津田第5水源取水口	廿日市市津田5095-2	取水口	津田浄水場内	廿日市事務所	
	Q. 浅原第1水源取水口	廿日市市浅原2316	取水口	浅原浄水場内	廿日市事務所	
	R. 浅原第2水源取水口	廿日市市浅原2316	取水口	浅原浄水場内	廿日市事務所	
	【吉和地域】					
	A. 中津谷浄水場着水井	廿日市市吉和字大向細里1018-1	着水井	中津谷浄水場内	廿日市事務所	
	A. 中津谷浄水場(半坂第1水源取水口)	廿日市市吉和字半坂五味1007-2.	取水口		廿日市事務所	
	A. 中津谷浄水場(半坂第2水源取水口)	廿日市市吉和字半坂五味1007-2	取水口	半坂第1水源内	廿日市事務所	
	給水栓等 (基準項目等定期 検査)	【廿日市地域】				
		1. 田屋公園	廿日市市地御前四丁目1847-1		給水栓	廿日市事務所
2. 佐方四丁目公園		廿日市市佐方四丁目206-1		給水栓	廿日市事務所	
3. 木材港南		廿日市市木材港南19-8		給水栓	廿日市事務所	
4. 鼓ヶ浜公園		廿日市市阿品三丁目2467-13		給水栓	廿日市事務所	
5. 阿品 Heights 第一公園		廿日市市阿品台山の手8-1		給水栓	廿日市事務所	
6. 阿品台第七公園		廿日市市阿品台北3153-1		給水栓	廿日市事務所	
7. ふじタウン第三公園		廿日市市阿品四丁目393-141		給水栓	廿日市事務所	

採水場所	所在地	採水点	管理者等
8. 原ポンプ所	廿日市市上平良字二重原741	ドレン	廿日市事務所
9. 佐原田公園	廿日市市宮内字高通り 4357-1	給水栓	廿日市事務所
10. 四季が近くちなし公園	廿日市市四季が丘八丁目 52	給水栓	廿日市事務所
11. 宮園第五公園	廿日市市宮園一丁目 4-1	給水栓	廿日市事務所
12. 陽光台第一公園	廿日市市陽光台三丁目 10-11	給水栓	廿日市事務所
13. 佐方三丁目	廿日市市佐方三丁目 1-20	給水栓	廿日市事務所
【大野地域】			
1. 物見第3公園	廿日市市物見東一丁目 17	給水栓	廿日市事務所
2. 廿日市市大野支所	廿日市市大野一丁目 1-1	給水栓	廿日市事務所
3. 福面公園	廿日市市宮島口上二丁目 18	給水栓	廿日市事務所
4. 宮島口公園	廿日市市宮島口一丁目 2	給水栓	廿日市事務所
5. ふじシーサイド公園	廿日市市沖塩屋三丁目 9	給水栓	廿日市事務所
6. サンランド公園	廿日市市八坂一丁目 12	給水栓	廿日市事務所
【佐伯地域】			
1. なかよし広場公園	廿日市市友田24-81	給水栓	廿日市事務所
2. 吉末集会所	廿日市市政島970-1	給水栓	廿日市事務所
3. 下大町集会所	廿日市市政島1333-1	給水栓	廿日市事務所
4. 大沢地区内	廿日市市政島（大沢）地内	給水栓	廿日市事務所
5. 友和浄化センター	廿日市市峠1715	給水栓	廿日市事務所
6. 佐伯苑城山団地内	廿日市市峠（佐伯苑城山団地）地内	給水栓	廿日市事務所
7. 久保田団地内	廿日市市峠（久保田団地）地内	給水栓	廿日市事務所
8. 権現ハウス	廿日市市峠245-64	給水栓	廿日市事務所
9. 青光園団地内	廿日市市峠（青光園団地）地内	給水栓	廿日市事務所
10. みゆき台団地内	廿日市市峠（みゆき台団地）地内	給水栓	廿日市事務所
11. 上峠河内地	廿日市市峠（上峠河内）地内	給水栓	廿日市事務所
12. 下栗栖集会所	廿日市市栗栖88	給水栓	廿日市事務所
13. 佐伯支所	廿日市市津田1989	給水栓	廿日市事務所
14. 花上地区内	廿日市市津田1671-2	給水栓	廿日市事務所
15. 戸屋原地区内	廿日市市浅原（戸屋原）地内	給水栓	廿日市事務所
16. 冷川地区内	廿日市市浅原（冷川）地内	給水栓	廿日市事務所
【吉和地域】			
1. 頓原地区内	廿日市市吉和頓原地内	給水栓	廿日市事務所
2. 駄荷地区内	廿日市市吉和駄荷地内	給水栓	廿日市事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等と連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

11 江田島市水道事業

採水場所	所在地	採水点		管理者等	
浄水場 (入口・ 出口等)	①前前世浄水場 (入口)	江田島市江田島町小用四丁目 1番9号	着水井流入前	サンプリング グハシブ (給水栓)	江田島事務所
	②三高浄水場 (入口)	江田島市沖美町三吉1580番地	前処理施設流入 前	サンプリング グハシブ (給水栓)	江田島事務所
給水栓等 (基準項 目等定期 検査)	①津久茂公園給水栓	江田島市江田島町津久茂三丁 目520番地1		給水栓	江田島市都市 整備課
	②美能公園原公園給水栓	江田島市沖美町美能833-2		給水栓	江田島市都市 整備課
	③鹿川小学校給水栓	江田島市能美町鹿川2788		給水栓	江田島市教育 委員会
	④三高小学校給水栓	江田島市沖美町三吉2613		給水栓	江田島市教育 委員会
	⑤鹿田公園給水栓	江田島市沖美町是長1510番地		給水栓	江田島市都市 整備課
	⑥大君公園給水栓	江田島市大柵町大君862-7		給水栓	江田島市都市 整備課
	⑦ 切串ふれあい公園 給水栓	江田島市江田島町切串二丁目 10717-1		給水栓	江田島市都市 整備課

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

12 熊野町水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者等
給水栓等 (基準項目等定期 検査)	①皇帝ハイツ団地内末端 ドレン	安芸郡熊野町呉地5丁目2- 235 地先	道路内	ドレン	熊野事務所
	②湖翠園団地内末端ドレ ン	安芸郡熊野町萩原9丁目 2896-88 地先	道路内	ドレン	熊野事務所
	④東ふれあい館給水栓	安芸郡熊野町新宮2丁目12番 1号	管理棟	給水栓	熊野町
	⑤中央ふれあい公園給水 栓	安芸郡熊野町中溝3丁目 3608-3	公園内	給水栓	熊野町
	⑥平谷送水ポンプ所給水 栓	安芸郡熊野町平谷2丁目629- 2	ポンプ所	給水栓	熊野事務所
	⑦城之堀団地内末端ドレ ン	安芸郡熊野町城之堀7丁目 8588-8 地先	道路内	ドレン	熊野事務所
	⑧深原配水池給水栓	安芸郡熊野町字2632-263	配水池	給水栓	熊野事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

13 北広島町水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者
取水場等 (原水)	①壬生地区 取水場内の 取水井(4 箇所)	山県郡北広島町壬生沖久保 1082-1・1097-6・1144-2・1089-1	取水井	井戸直接	北広島事務所
	②県営工業団地 取水場 内の取水井	山県郡北広島町新郷 22-2	取水井	ドレン	北広島事務所
	③本地地区 取水場内の 取水井(2 箇所)	山県郡北広島町本地森藤 2812-1・本地石原 2828-2	取水井	井戸直接	北広島事務所
	④明神ハイツ 井戸水揚 水ポンプに接続した蛇口 (2 箇所)	山県郡北広島町本地 13849	井戸揚水ポン プ	給水栓	北広島事務所
	⑤-1, ⑤-2 大朝地区 取 水場内の取水井(2 箇所)	山県郡北広島町大朝川崎 2831・大朝亀尻 2575-1	取水井	井戸直接	北広島事務所
	⑥朝枝地区 取水場内の 取水井(2 箇所)	山県郡北広島町大朝朝枝 1577・1581-1	取水井	井戸直接	北広島事務所
	⑦豊平 琴主地区 取水場 内の取水井(3 箇所)	山県郡北広島町戸谷中之河 内 1088-1・1092-2	取水井	井戸直接	北広島事務所
	⑧雄鹿原地区 表流水取 水口	山県郡北広島町雲耕鹿臥 10065-1	取水口	表流水	北広島事務所
	⑨細見地区 表流水取水 口	山県郡北広島町細見中杉 10082-55	取水口	表流水	北広島事務所
	⑩八幡地区 表流水取水 口	山県郡北広島町東八幡原甲 繋 10304-100	取水口	表流水	北広島事務所
	⑪美和東地区 表流水取 水口	山県郡北広島町溝口出ヶ迫 10800-116	取水口	表流水	北広島事務所
	⑫雲月地区 表流水取水 口	山県郡北広島町苅屋形水越 10059-7	取水口	表流水	北広島事務所
	⑬土橋地区 表流水取水 口	山県郡北広島町土橋大平山 10020-31	取水口	表流水	北広島事務所
	⑭美和中央地区 表流水 取水口	山県郡北広島町高野小滝 10106-125	取水口	表流水	北広島事務所
	⑮美和西地区 表流水取 水口	山県郡北広島町大暮小瀑 10419-38	取水口	表流水	北広島事務所
	⑯才乙地区 表流水取水 口	山県郡北広島町才乙西山 10122-53	取水口	表流水	北広島事務所
給水栓等 (基準項 目等定期 検査)	①北広島町商工会内給水 栓	山県郡北広島町有田 1234-1	一階蛇口	給水栓	北広島町商工 会
	②県営工業団地内給水栓	山県郡北広島町新郷21		給水栓	北広島事務所
	③本地給水区管末	山県郡北広島町本地枅田 5761-2	町道内	ドレン	北広島町役場
	④明神ハイツ給水栓	山県郡北広島町本地 13849	浄水場内	給水栓	北広島事務所
	⑤ 大朝支所内給水栓	山県郡北広島町大朝2493	大朝支所内給 湯室	給水栓	北広島町大朝 支所
	⑥ 北広島町図書館内 給水栓	山県郡北広島町新庄 1031-1	給湯室	給水栓	北広島町役場
	⑦ 豊平支所内給水栓	山県郡北広島町戸谷 1088-1	豊平支所内給	給水栓	北広島町豊平

採水場所	所在地	採水点		管理者
		湯室		支所
⑧ 雄鹿原地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町雲耕鹿臥 10065-1		給水栓	北広島事務所
⑨ 細身地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町細見中杉 10082-56		給水栓	北広島事務所
⑩ 八幡地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町東八幡原甲 繋 10304-107		給水栓	北広島事務所
⑪ 美和東地区 浄水 場給水区域内の給 水栓	山県郡北広島町溝口出ヶ迫 10800-119		給水栓	北広島事務所
⑫ 雲月地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町苅屋形水越 10060-175		給水栓	北広島事務所
⑬ 土橋地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町 土橋大平山 10020-31		給水栓	北広島事務所
⑭ 美和中央地区 浄 水場給水区域内の 給水栓	山県郡北広島町 高野小滝 10106-126		給水栓	北広島事務所
⑮ 美和西地区 浄水 場給水区域内の給 水栓	山県郡北広島町大暮東小屋 ヶ谷 10412-7		給水栓	北広島事務所
⑯ 才乙地区 浄水場 給水区域内の給水 栓	山県郡北広島町才乙西山 10122-55		給水栓	北広島事務所
⑰ 氏神工業団地管末	山県郡北広島町新氏神 55		ドレン	北広島事務所

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

14 世羅町水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者等	
取水場等 (原水)	①第3水源 (浅井戸)	世羅町大字東神崎字大田328-3	取水口	井戸直接	世羅事務所	
	②重永前・田打第1取水点	世羅町大字田打字大巻1700-1	管理棟	給水栓	世羅事務所	
	③重永前・田打第2取水場	世羅町大字田打字大巻1728	管理棟	給水栓	世羅事務所	
	④第3取水場 (深井戸)	世羅町大字東神崎字大田328-3	接合井	井戸直接	世羅事務所	
	⑥戸張取水場	世羅町大字戸張字沖田117-6	取水口	給水栓	世羅事務所	
	⑧埤水源	世羅町大字黒淵字埤739-1	管理棟	給水栓	世羅事務所	
	⑨目谷ダム	世羅町大字黒淵字祇園山578-8	管理棟	給水栓	世羅事務所	
	⑩山田川	世羅町大字青近字乙丸1249-1 先	取水口	伏流水	世羅事務所	
	⑪乙丸川	世羅町大字賀茂字大通501-2	取水口	表流水	世羅事務所	
	⑫美波羅川	世羅町大字小国字祇園3395	取水口	表流水	世羅事務所	
	⑬胡磨川	世羅町大字下津田字胡磨2079-1	取水口	表流水	世羅事務所	
	浄水場 (入口・ 出口)	①さかえ浄水場 管理棟	世羅町大字東神崎字大田383-1	管理棟	給水栓	世羅事務所
		②重永前・田打浄水場 管理棟	世羅町大字重永字百貫山594-7	管理棟	給水栓	世羅事務所
③賀茂浄水場 管理棟		世羅町大字賀茂字大通499	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑤埤浄水場 管理棟		世羅町大字黒淵字埤739-1	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑥水の別浄水場 管理棟		世羅町大字安田字木正田417-192	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑦大見浄水場 管理棟		世羅町大字安田字浜田45	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑧小国浄水場 管理棟		世羅町大字小国字祇園3395	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑨津田浄水場 管理棟		世羅町大字下津田字胡磨2079-1	管理棟	給水栓	世羅事務所	
⑩黒淵浄水場 管理棟		世羅町大字黒淵字祇園山578-3	管理棟	給水栓	世羅事務所	

注意点

委託者から指示があった場合は、採水前に管理者等に連絡し、指示に従って行動すること。

水道事業

15 大崎上島町水道事業

	採水場所	所在地	採水点		管理者等
給水栓等 (基準項目等定期 検査)	①沖浦屋内運動場	豊田郡大崎上島町沖浦 1678-2		給水栓	大崎上島町(教育委員会 教育課)
	②本郷老人集会所	豊田郡大崎上島町中野 3806-2	※1	給水栓	本郷区
	③長島集会所	豊田郡大崎上島町中野 6520	※1	給水栓	向山区
	④小原老人集会所	豊田郡大崎上島町東野 3414-1	※1	給水栓	小原区
	⑤矢弓老人集会所	豊田郡大崎上島町東野 2750	※1	給水栓	矢弓区
	⑥明石会館	豊田郡大崎上島町明石 2564-37		給水栓	大崎上島町(木江支所)
	⑦山尻公園	豊田郡大崎上島町中野 751-2	※1・※2	給水栓	山尻区
	⑧生野島フェリー待合所	豊田郡大崎上島町東野 6175-4		給水栓	大崎上島町(建設課)
	⑨古江老人集会所	豊田郡大崎上島町東野 759	※1	給水栓	古江区
	⑩垂水老人集会所	豊田郡大崎上島町東野 129-8	※1	給水栓	垂水区
	⑪瀬井集会所	豊田郡大崎上島町原田 1752-3	※1	給水栓	瀬井区
	⑫中菅原親水公園	豊田郡大崎上島町中野 5554		給水栓	大崎上島町(地域経営課)

※1 大崎上島町(総務課)所有, 各地区が指定管理

※2 隣接地に水道施設あり(山尻ポンプ所: 中野 751-3)

注意点

- ・委託者から指示があった場合は, 採水前に管理者等に連絡し, 指示に従って行動すること。

広島県水道用水供給事業 週 1 検査

自己検査分試料及び容器，年間検体予定量

検査名	検査項目	容器	予定回数	特記事項
週 1 検査	かび臭物質 ・ジェオスミン ・2-MIB	ねじ口瓶 (容量100mLのもので、ポリテトラフルオロエチレン張りのキャップをしたもの)	戸坂取水場原水 (取水口) 年48回 瀬野川浄水場原水 (活性炭注入機室) 年12回 瀬野川浄水場浄水 (水質試験室) 年12回	保冷して搬入すること。
	・アンモニア態窒素	1L ポリエチレンビン	戸坂取水場原水 (取水口) 年48回 瀬野川浄水場原水 (活性炭注入機室) 年12回	保冷して搬入すること。

注 定期採水と同時に採水を行い，委託者へ搬入すること。
戸坂取水場分については，定期採水以外は搬入のみ行うこと。

緊急時に係る簡易測定項目

「Ⅲ 緊急時対応業務 3業務の内容(3)」関係

受託者は、水質事故等の現地等において、次の項目について、簡易測定を行い水質等の確認を行うこと。

測定結果は、直ちに委託者に報告すること。

測定項目
外観 [濁り, 臭気, 色相, 泡立ちの状況, 浮遊物質]
六価クロム
遊離シアン
フェノール類
pH・電気伝導率
遊離残留塩素
溶存酸素
アンモニア態窒素
その他必要と判断した項目

緊急速報時間

	検査項目	指定時間
水質基準-01	一般細菌	25 時間
水質基準-02	大腸菌 (定性)	25 時間
	〃 (定量)	25 時間
水質基準-03	カドミウム及びその化合物	5 時間
水質基準-04	水銀及びその化合物	5 時間
水質基準-05	セレン及びその化合物	5 時間
水質基準-06	鉛及びその化合物	5 時間
水質基準-07	ヒ素及びその化合物	5 時間
水質基準-08	六価クロム化合物	5 時間
水質基準-09	シアン化物イオン及び塩化シアン	5 時間
水質基準-10	亜硝酸態窒素	4 時間
水質基準-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4 時間
水質基準-12	フッ素及びその化合物	4 時間
水質基準-13	ホウ素及びその化合物	5 時間
水質基準-14	四塩化炭素	8 時間
水質基準-15	1,4-ジオキサン	8 時間
水質基準-16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	8 時間
水質基準-17	ジクロロメタン	8 時間
水質基準-18	テトラクロロエチレン	8 時間
水質基準-19	トリクロロエチレン	8 時間
水質基準-20	ベンゼン	8 時間
水質基準-21	塩素酸	3 時間
水質基準-22	クロロ酢酸	8 時間
水質基準-23	クロロホルム	8 時間
水質基準-24	ジクロロ酢酸	8 時間
水質基準-25	ジブロモクロロメタン	8 時間
水質基準-26	臭素酸	3 時間
水質基準-27	総トリハロメタン	8 時間
水質基準-28	トリクロロ酢酸	8 時間
水質基準-29	ブロモジクロロメタン	8 時間
水質基準-30	ブロモホルム	8 時間
水質基準-31	ホルムアルデヒド	8 時間
水質基準-32	亜鉛及びその化合物	5 時間
水質基準-33	アルミニウム及びその化合物	5 時間
水質基準-34	鉄及びその化合物	5 時間
水質基準-35	銅及びその化合物	5 時間
水質基準-36	ナトリウム及びその化合物	4 時間
水質基準-37	マンガン及びその化合物	5 時間
水質基準-38	塩化物イオン	4 時間
水質基準-39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0.5 時間
水質基準-40	蒸発残留物	10 時間
水質基準-41	陰イオン界面活性剤	4 時間
水質基準-42	ジェオスミン	8 時間
水質基準-43	2-メチルイソボルネオール	8 時間
水質基準-44	非イオン界面活性剤	7 時間
水質基準-45	フェノール類	7 時間
水質基準-46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 時間
水質基準-47	pH値	0.5 時間
水質基準-48	味	0.5 時間
水質基準-49	臭気	0.5 時間
水質基準-50	色度	1 時間
水質基準-51	濁度	1 時間
その他-17	クリプトスポリジウム	8 時間
その他-18	ジアルジア	8 時間

指定時間 採水した検体を検査事業所に搬入し、検量線を作成した後、1 検体目の結果が判明し、委託者に報告するまでの最大時間。
 ※一般細菌、大腸菌については、規定の培養時間終了前に、コロニーの発生状況等を問い合わせることがある。

(注1) 採水後直ちに検査事業所に搬入すること。

(注2) 搬入後は、概ね上表の指定時間以内に速報を行うこと。

第3編 年間水質検査数量表（A3別紙）

表 1-1、表 1-3～4 広島水道用水供給事業

表 1-2 太田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第2期水道事業

図 1-5 竹原市水道事業

図 1-6 三原市水道事業

図 1-7 府中市水道事業

図 1-8 三次市水道事業

図 1-9 庄原市水道事業

図 1-10 東広島市水道事業

図 1-11 廿日市市水道事業

図 1-12 江田島市水道事業

図 1-13 熊野町水道事業

図 1-14 北広島町水道事業

図 1-15 世羅町水道事業

図 1-16 大崎上島町水道事業

第 4 編 採水地点位置図

- 図 1-1 広島水道用水供給事業、太田川東部工業用水道事業、
太田川東部工業用水道第 2 期水道事業
- 図 1-2 竹原市水道事業
- 図 1-3 三原市水道事業
- 図 1-4 府中市水道事業
- 図 1-5 三次市水道事業
- 図 1-6 庄原市水道事業
- 図 1-7 東広島市水道事業
- 図 1-8 廿日市市水道事業
- 図 1-9 江田島市水道事業
- 図 1-10 熊野町水道事業
- 図 1-11 北広島町水道事業
- 図 1-12 世羅町水道事業
- 図 1-13 大崎上島町水道事業

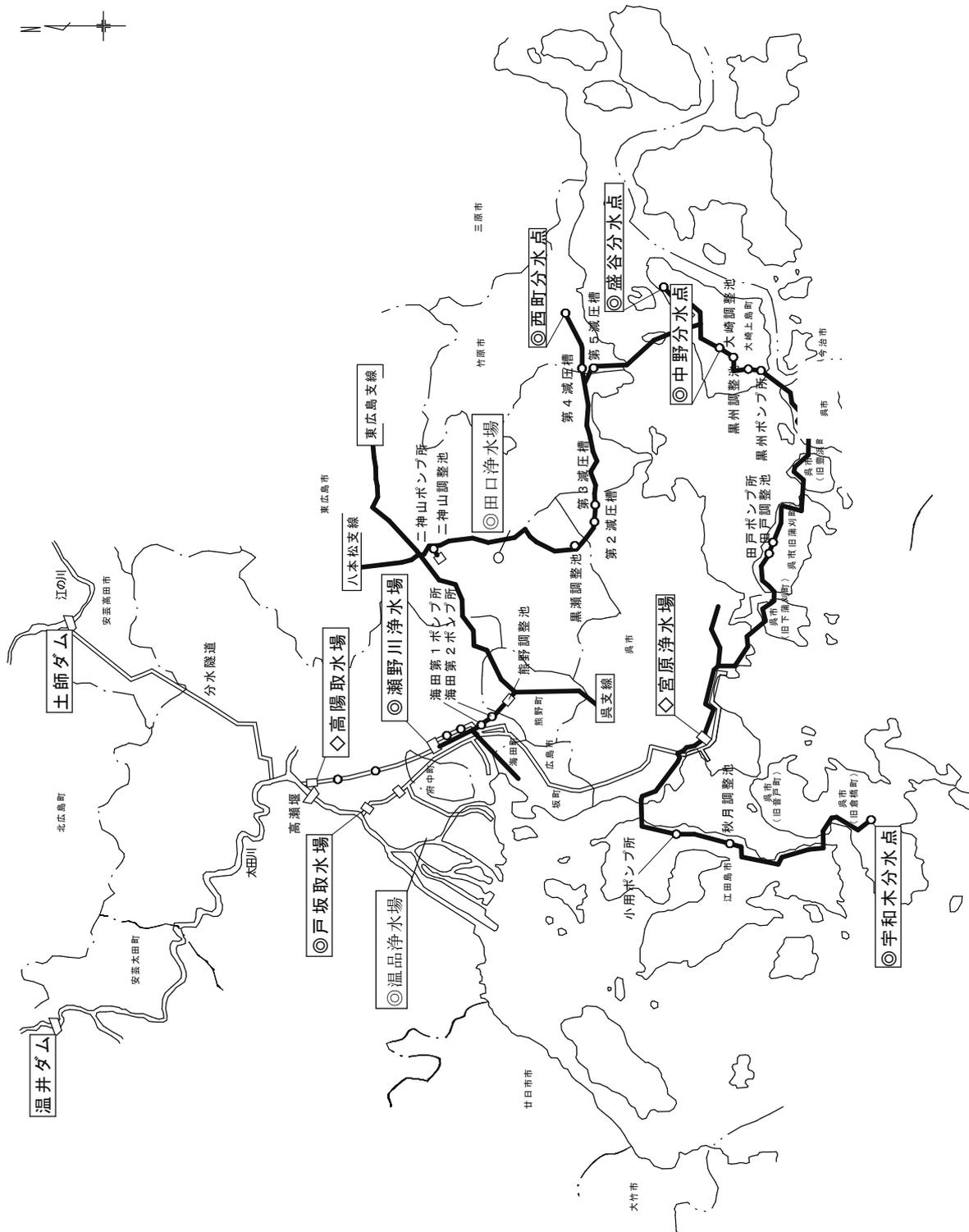


図 1 - 1 広島水道用水供給事業，太田川東部工業用水道事業，
太田川東部工業用水道第 2 期水道事業

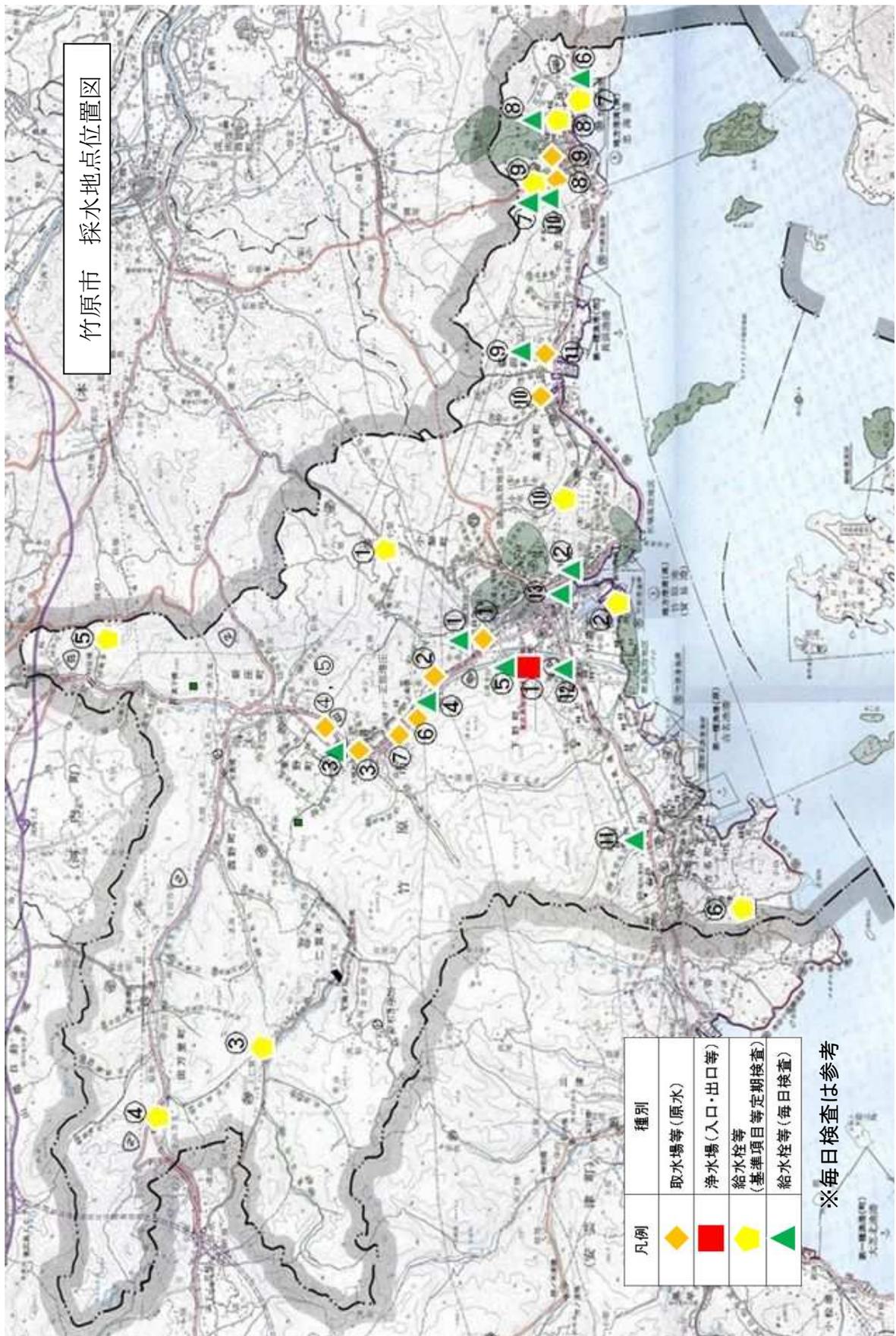
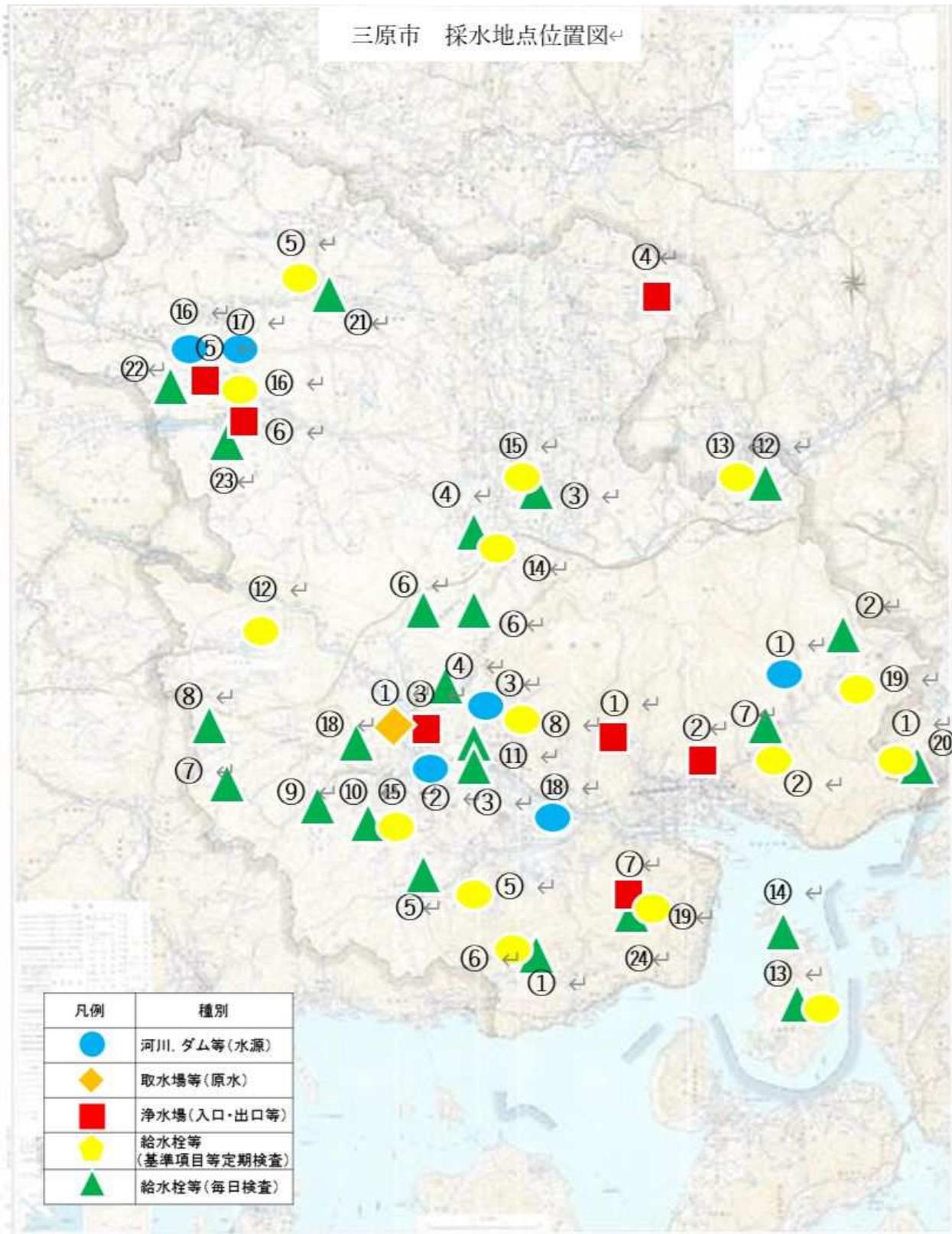


図 1 - 2 竹原市水道事業



※河川，ダム等（水源），毎日検査は参考

図 1 - 3 三原市水道事業

府中市 採水地点位置図

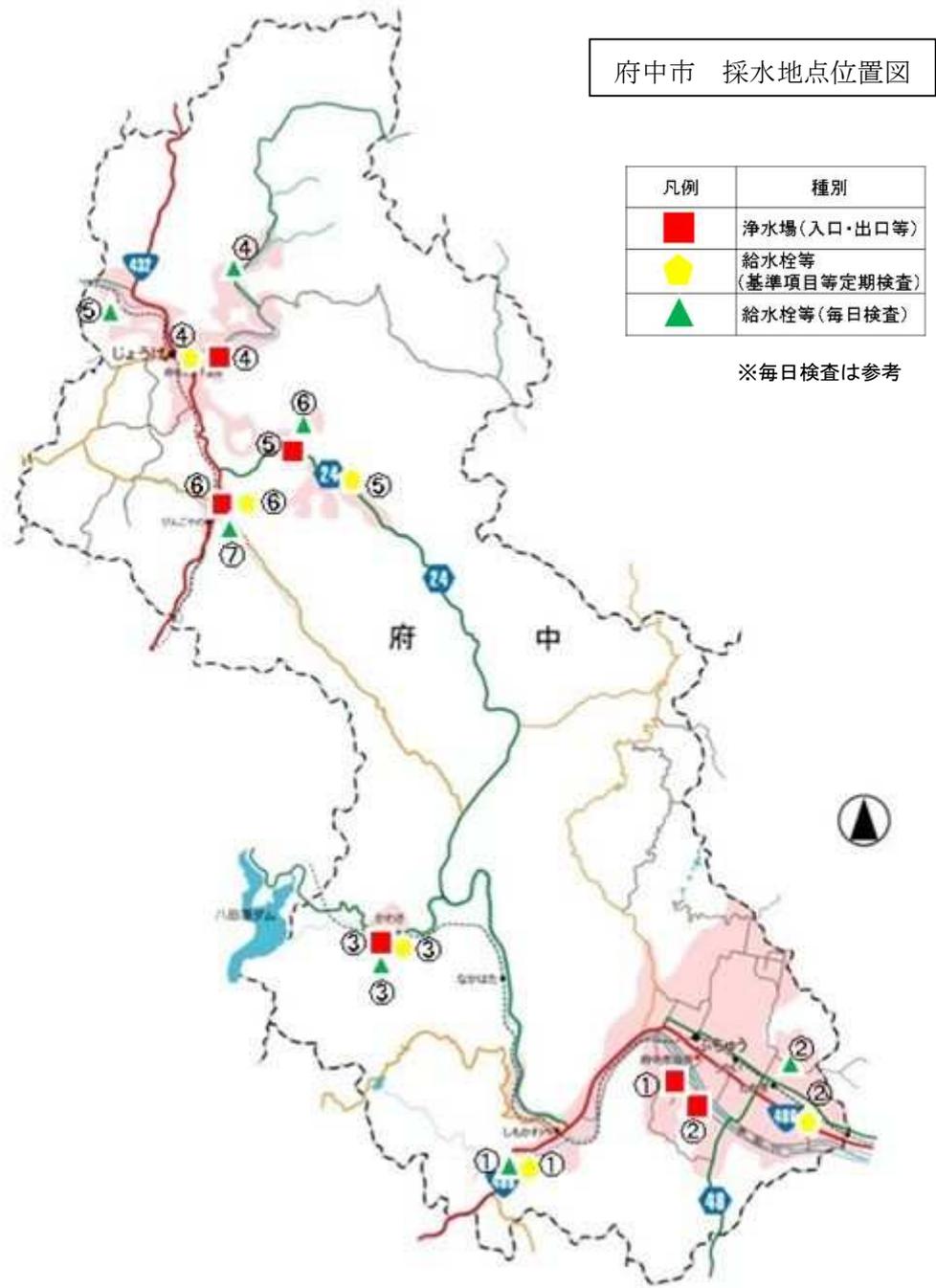


図1-4 府中市水道事業

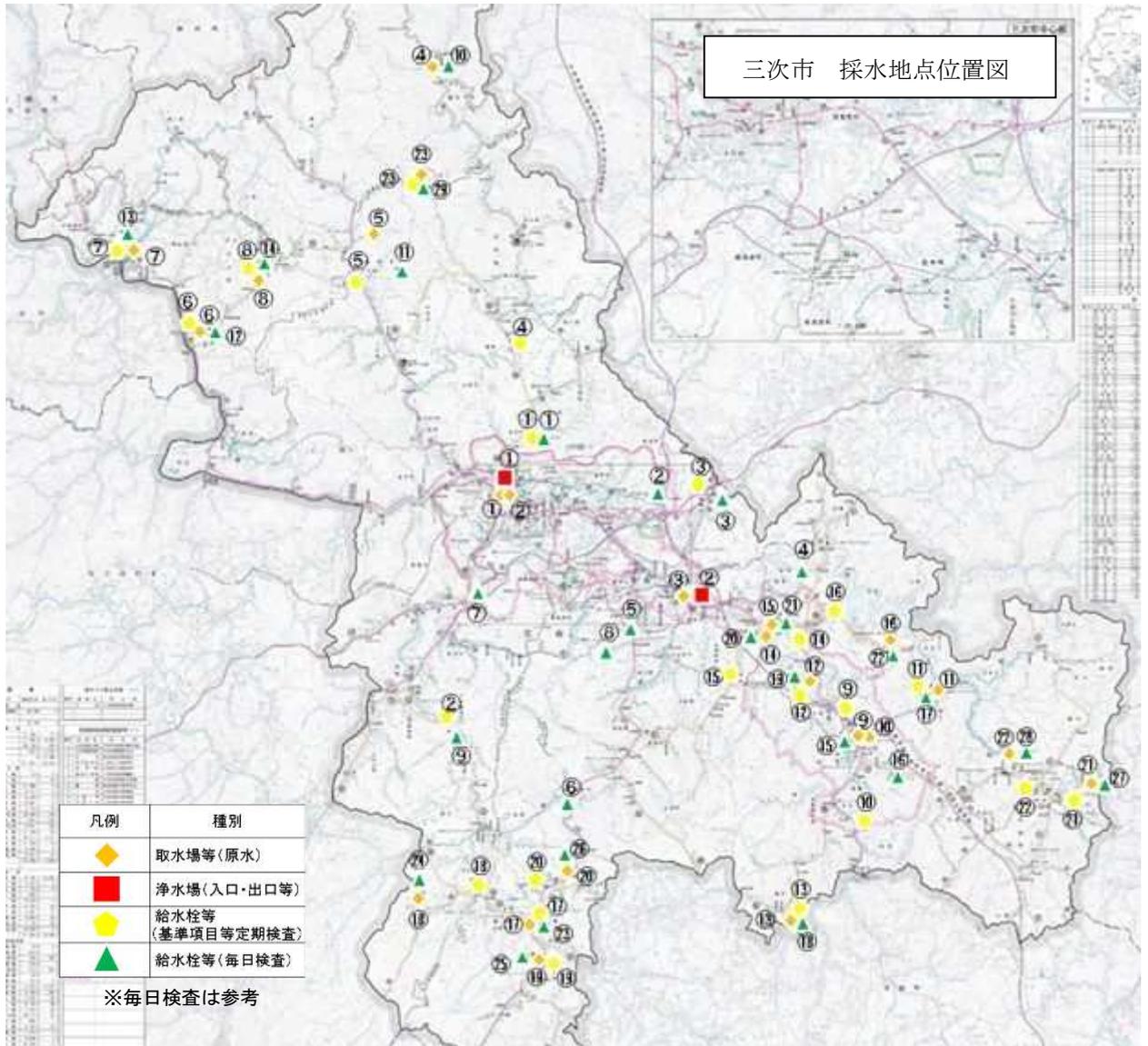


図1-5 三次市水道事業

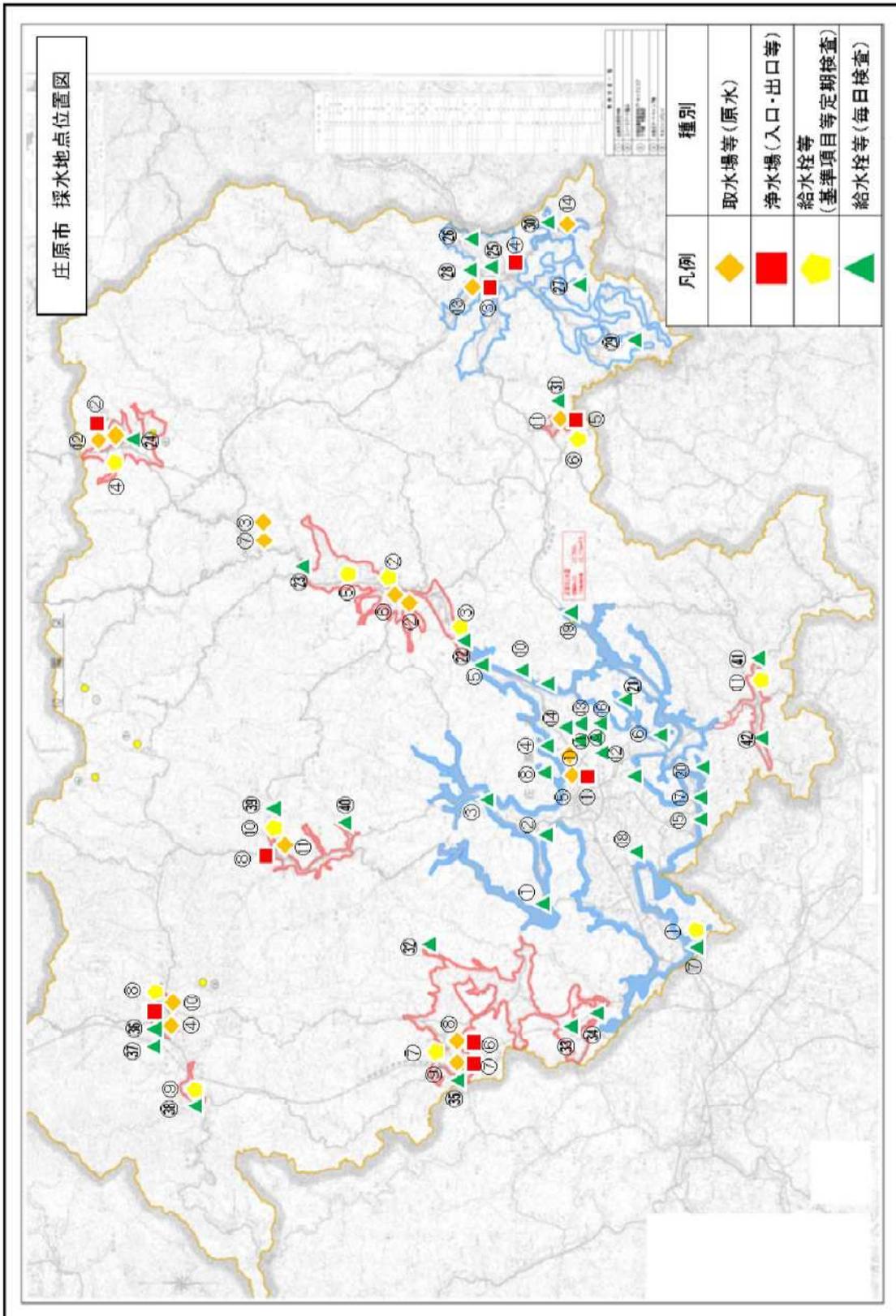


図 1 - 6 庄原市水道事業

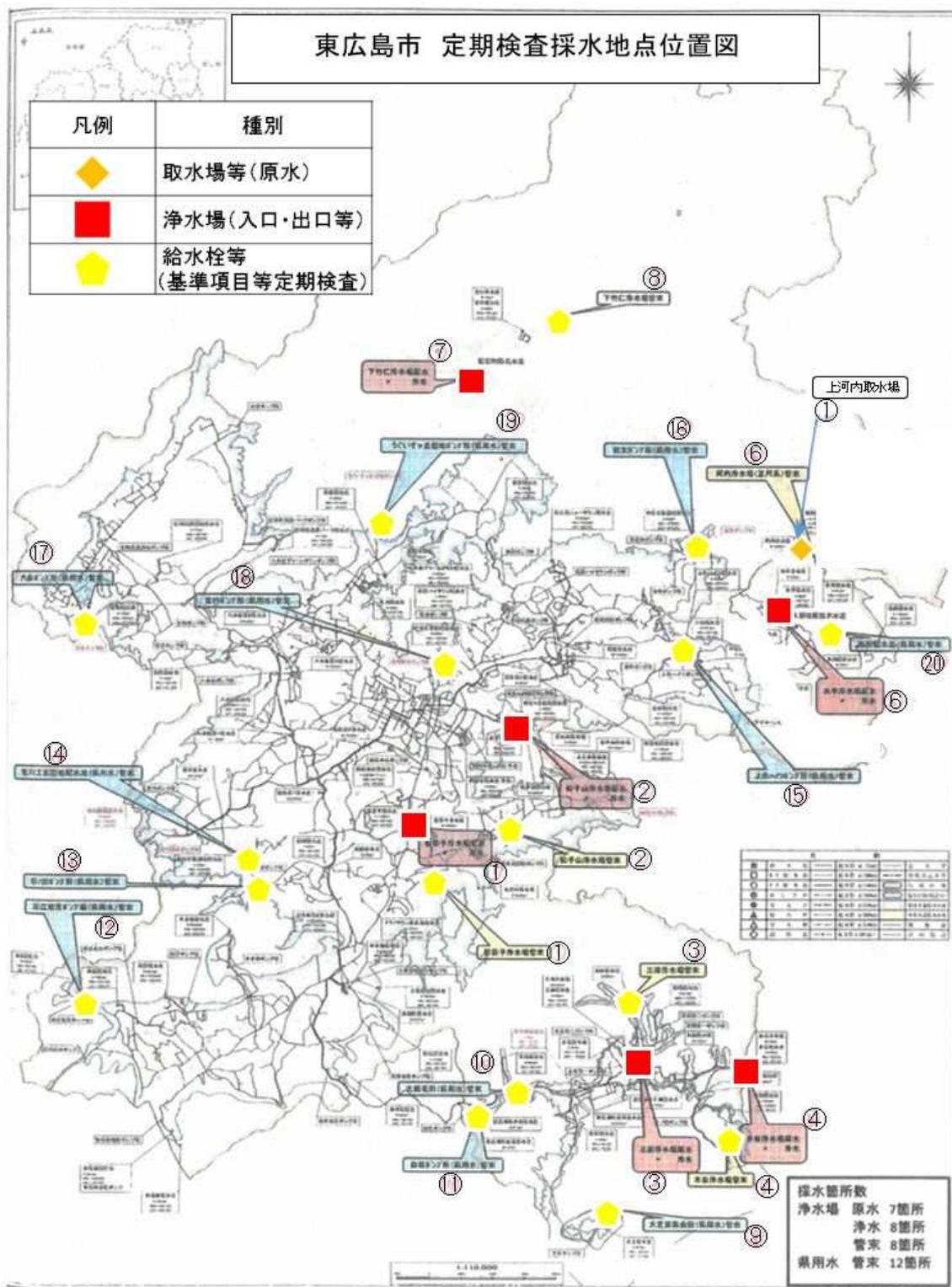


图 1-7 東広島市水道事業

廿日市市 採水地点位置図

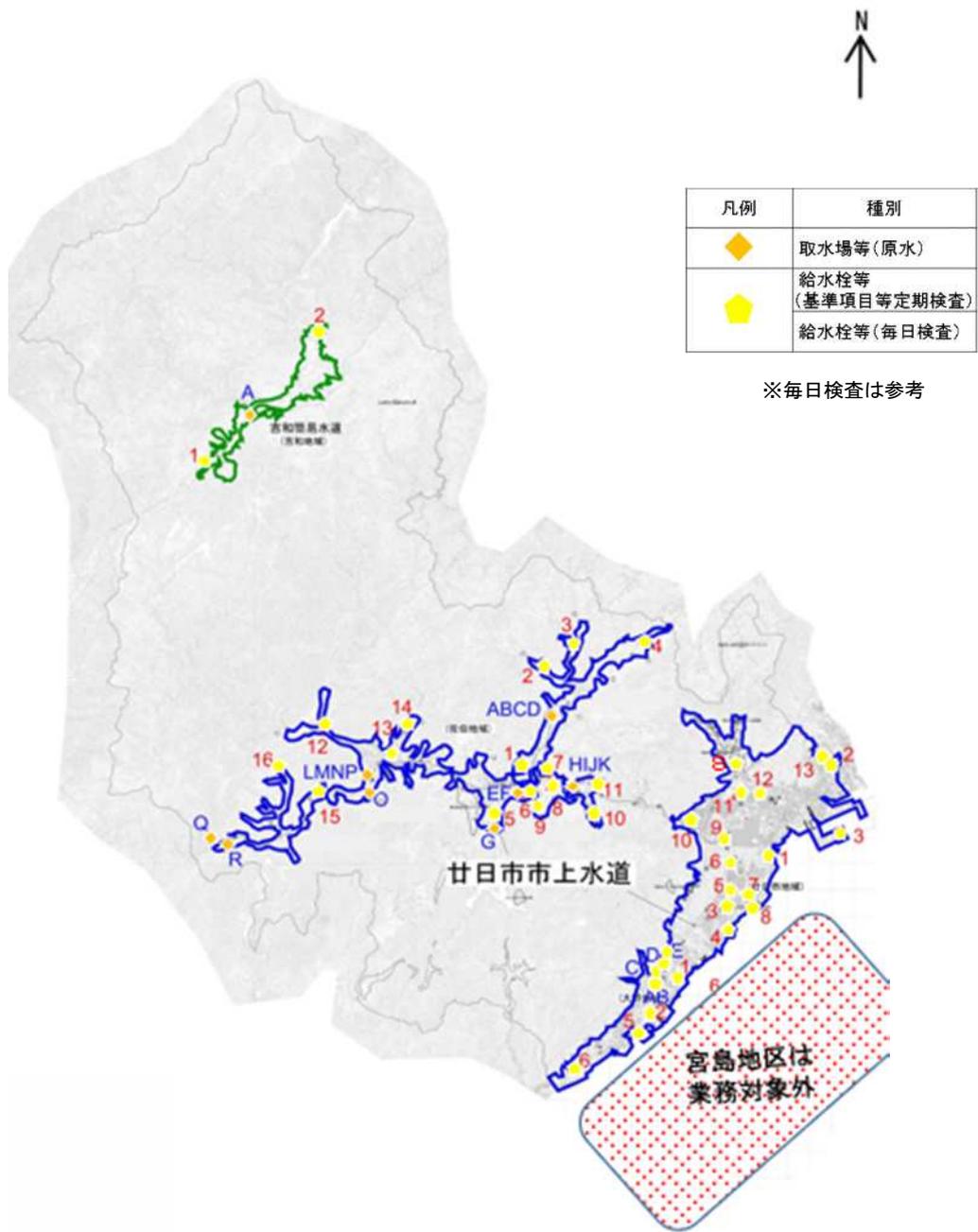


図 1 - 8 廿日市市水道事業

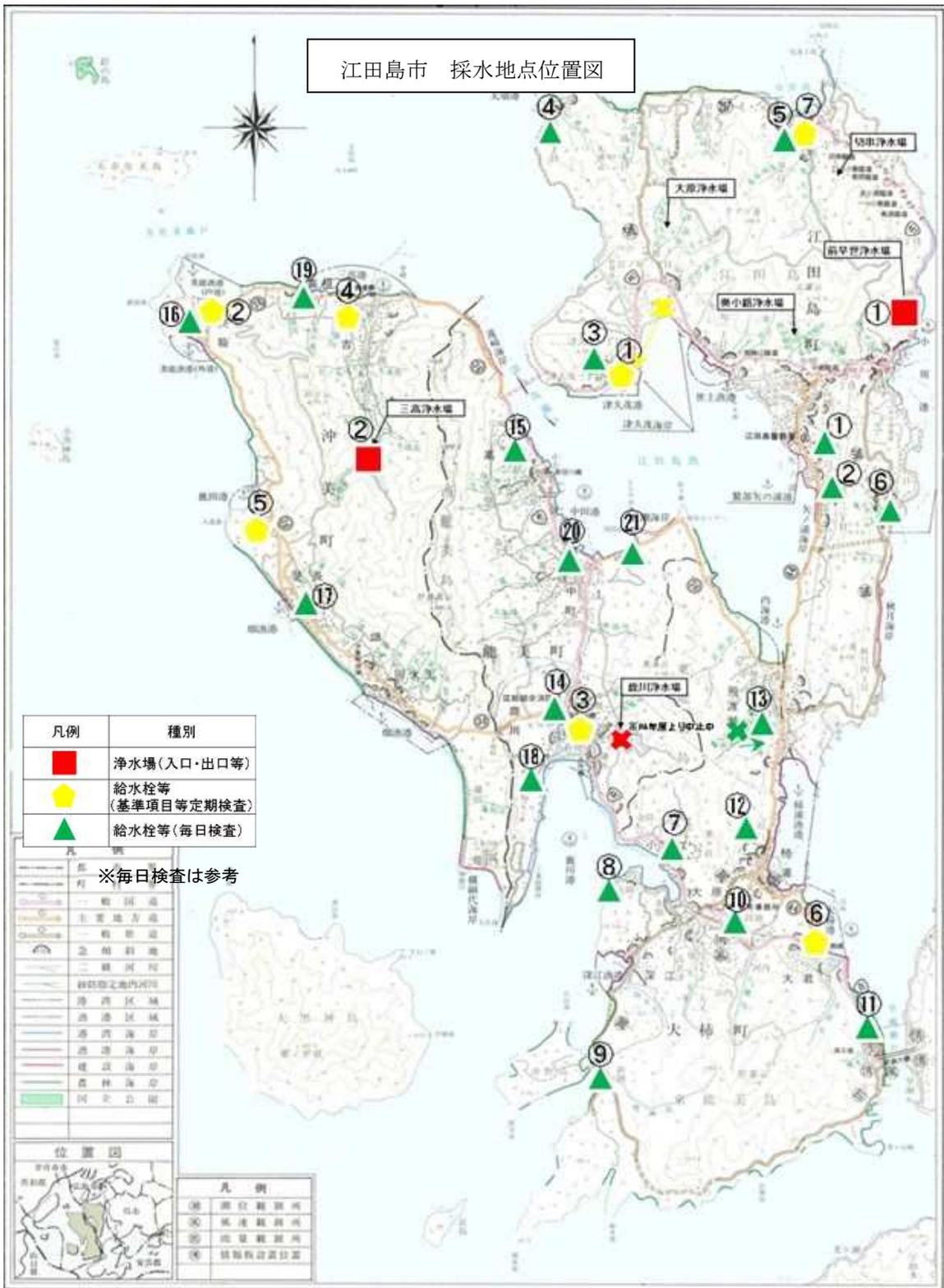
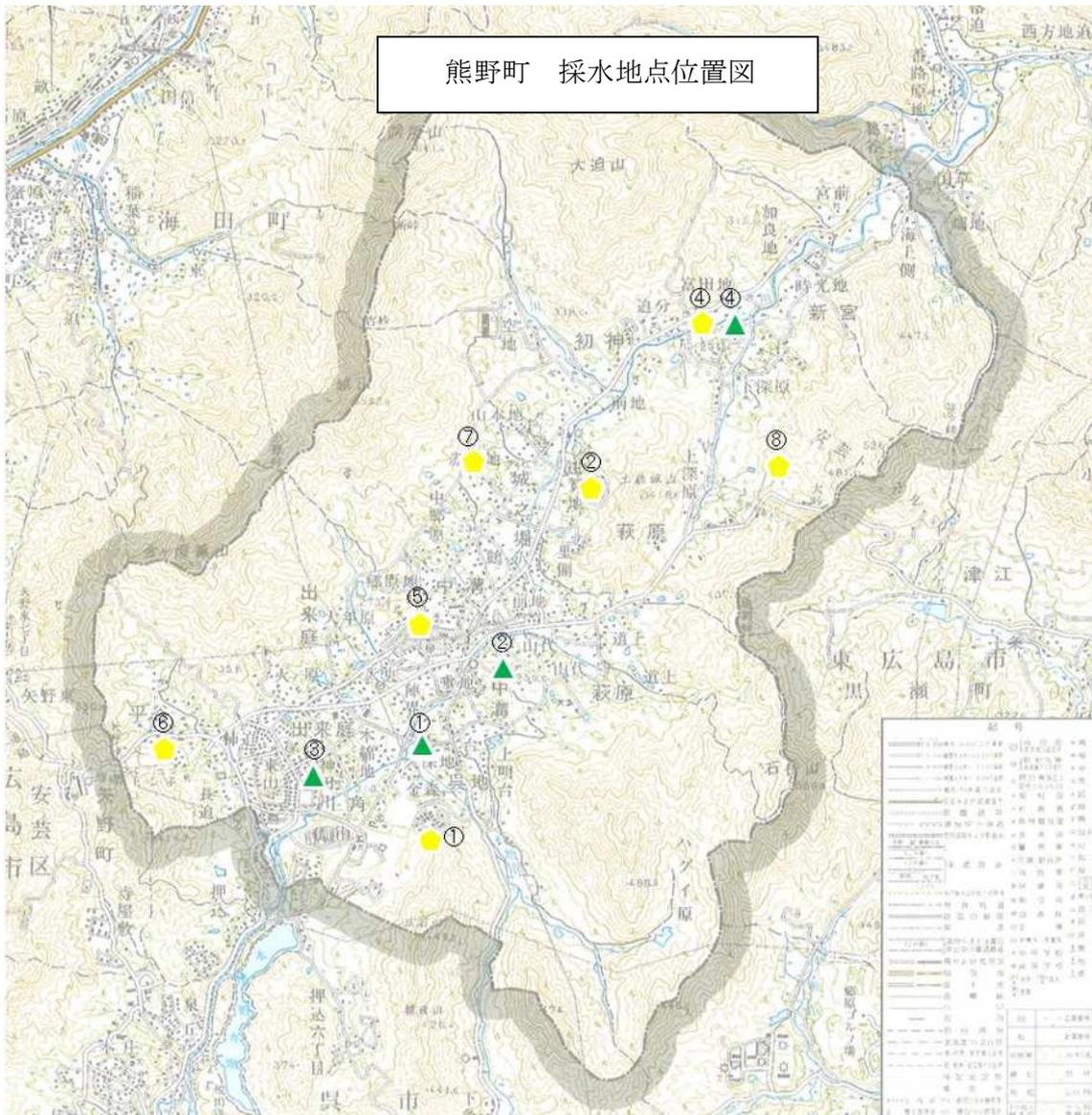


图 1 - 9 江田島市水道事業



凡例	種別
	給水栓等 (基準項目等定期検査)
	給水栓等 (毎日検査)

※毎日検査は参考

図 1 - 1 0 熊野町水道事業

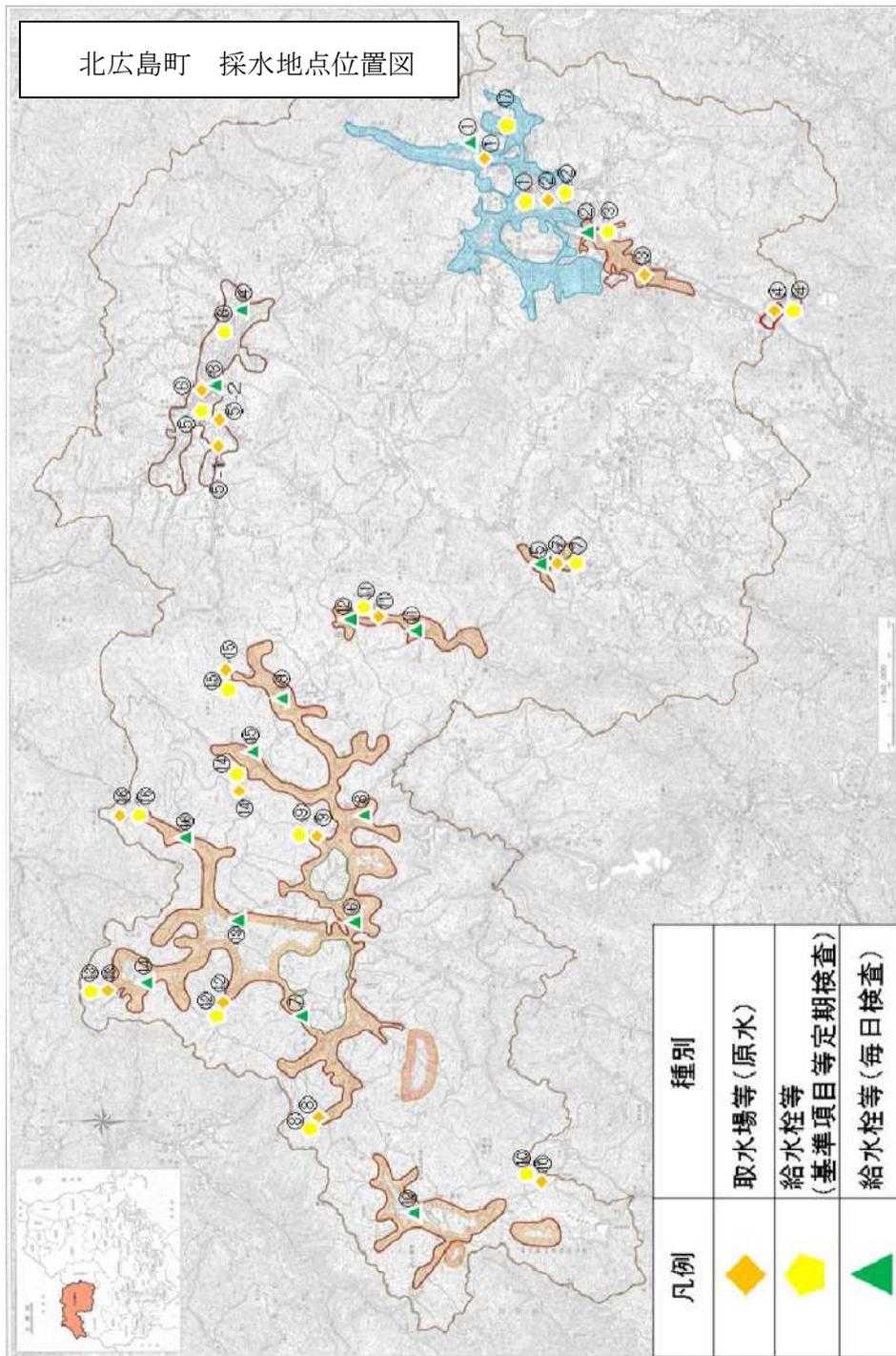


図 1 - 1 1 北広島町水道事業

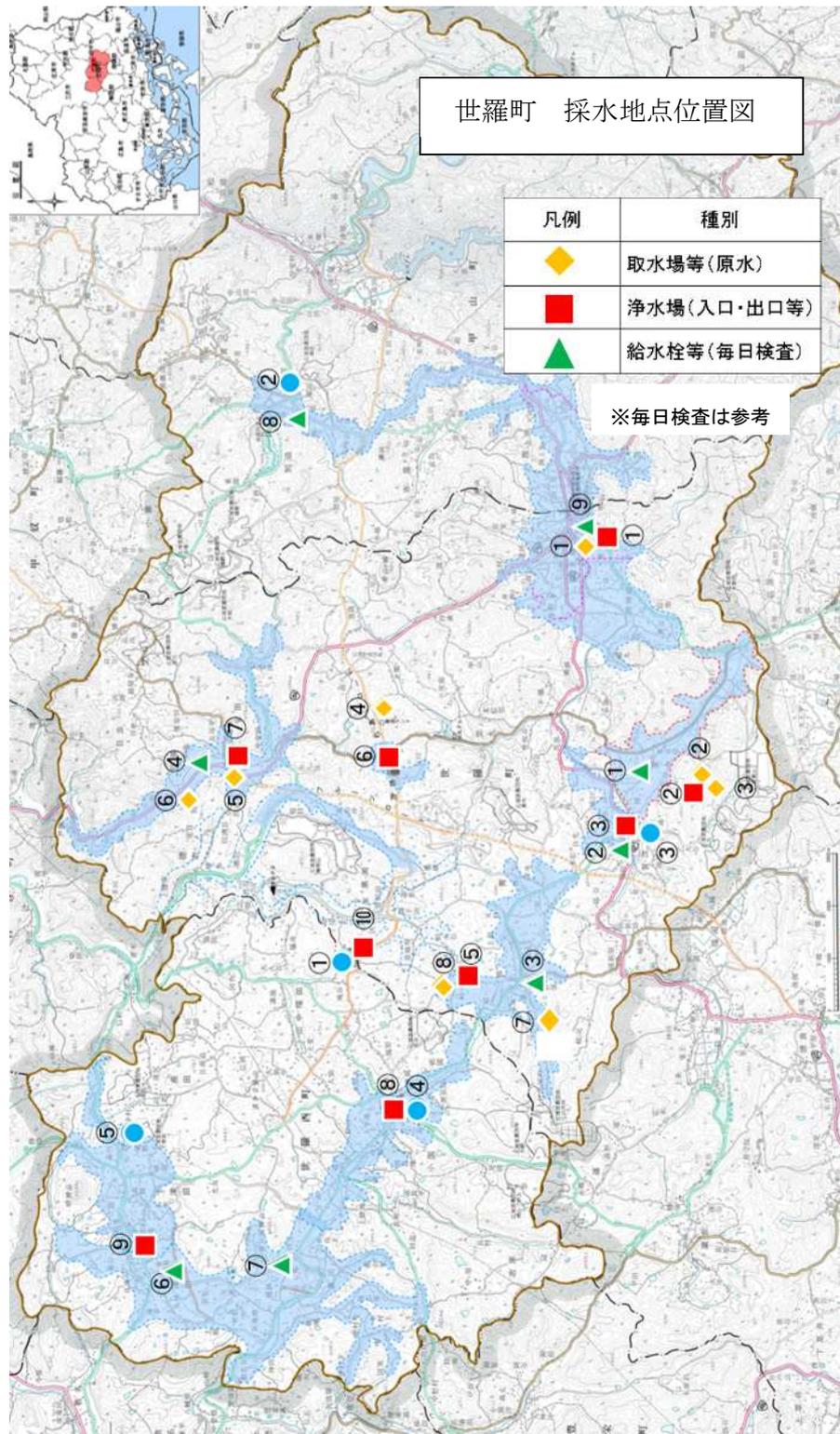
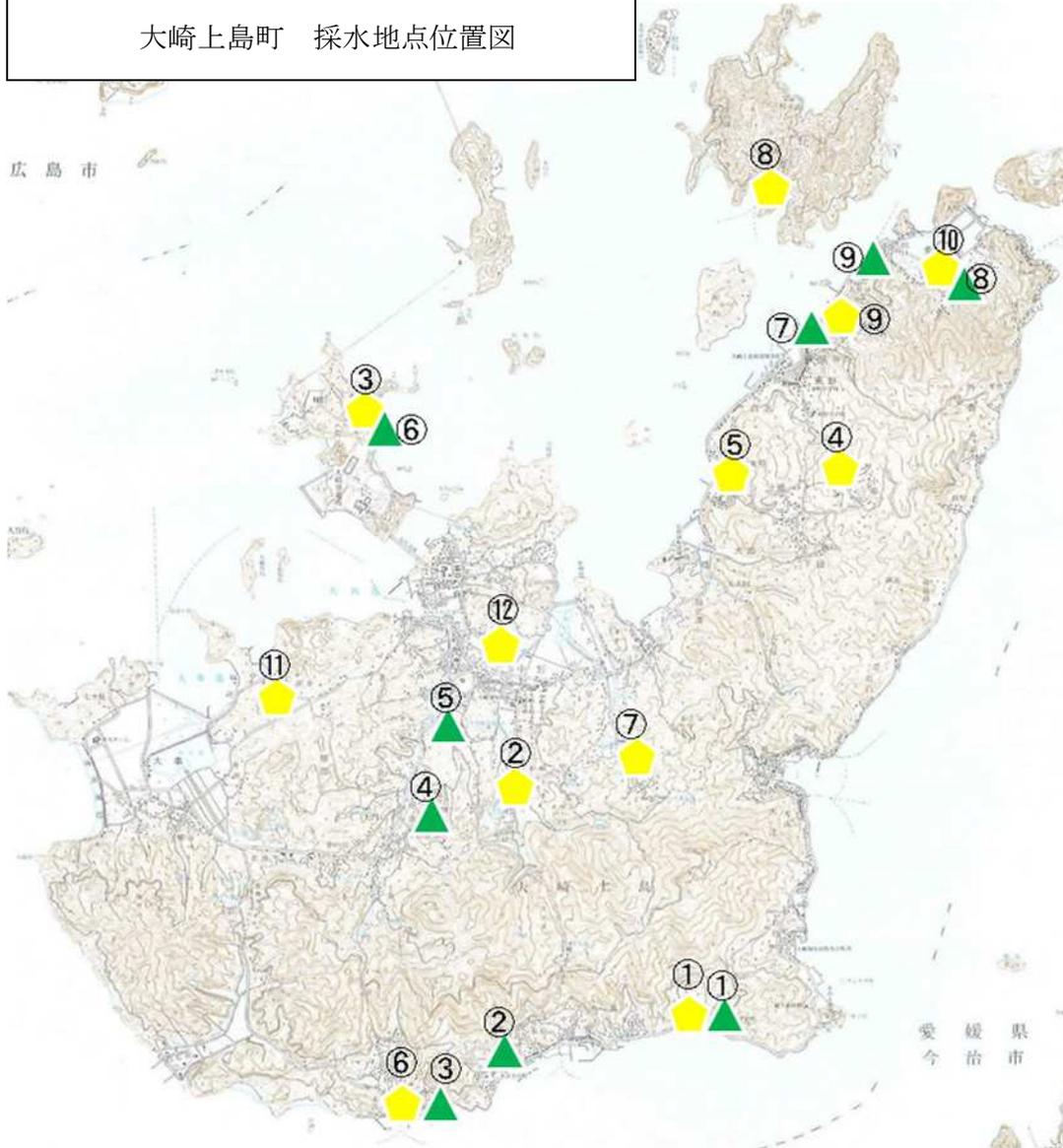


図 1 - 1 2 世羅町水道事業

大崎上島町 採水地点位置図



凡例	種別
●	給水栓等 (基準項目等定期検査)
▲	給水栓等(毎日検査)

※毎日検査は参考

図 1 - 1 3 大崎上島町水道事業